

# BTMU

## 中国月報

第31号 (2008年8月)



### CONTENTS

#### ■ 特集

- ◆ 本年前半の主要法令について

#### ■ 連載

- ◆ 「華南新拓展～華南における新しいビジネススキームを考える」  
第11回：「保税区活用編 ⑤」  
／保税区企業の仕入販売・サービス会社としての活用スキーム」

#### ■ 経済

- ◆ 中国食糧供給の潜在リスクと価格統制政策の抱える問題

#### ■ 産業

- ◆ 中国半導体業界の動向と今後の展望

#### ■ 人民元レポート

- ◆ 中国外為市場を揺るがすホットマネー

#### ■ スペシャリストの目

- ◆ 投資：中国ビジネス再構築～事業戦略・計画の再策定
- ◆ 税務会計：中国の会計・税務
- ◆ 人事：変革期の中国における人事現場の課題と現状－福利厚生制度と手当③－

#### ■ MUFG中国ビジネス・ネットワーク



## 目 次

### ■特 集

- ◆ 本年前半の主要法令について  
露木・赤澤法律事務所……………1

### ■連 載

- ◆ 「華南新拓展～華南における新しいビジネススキームを考える」  
第11回：「保税區活用編 ⑤」  
／保税區企業の仕入販売・サービス会社としての活用スキーム」  
三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室……………19

### ■経 済

- ◆ 中国食糧供給の潜在リスクと価格統制政策の抱える問題  
三菱東京UFJ銀行 経済調査室 香港駐在……………22

### ■産 業

- ◆ 中国半導体業界の動向と今後の展望  
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在……………29

### ■人民元レポート

- ◆ 中国外為市場を揺るがすホットマネー  
三菱東京UFJ銀行（中国）市場業務部……………37

### ■スペシャリストの目

- ◆ 投 資：中国ビジネス再構築～事業戦略・計画の再策定  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング（上海）有限公司……………40
- ◆ 税務会計：中国の会計・税務  
プライスウォーターハウスクーパース中国……………43
- ◆ 人 事：変革期の中国における人事現場の課題と現状－福利厚生制度と手当③－  
P a s o n a G r o u p……………46

- MUFJ中国ビジネス・ネットワーク……………50

## エグゼクティブ・サマリー

**特集「本年前半の主要法令について」**は、2008年前半に発布、施行された法令のうち、税務、労務、貿易取引及び外国為替の分野について、主な制度改廃を概観しています。具体的な制度の概要解説に加え、最近の傾向として、高付加価値を生む技術・サービス分野は税優遇等を通じて奨励する一方、労働集約型の分野は税務・労務面でコスト上昇に繋がる制度変更がなされる等、選択と集中を促す制度変更が引き続き目立つこと、外貨準備高の加速的な上昇を背景として、外貨流入のコントロールや貿易黒字縮小を目指す制度変更が散見されることを指摘し、さらに本年後半には企業再編税制にかかわる法規、労働契約法の実施細則、市場取引規制(独占禁止規制)にかかわるガイドライン等が発布・施行されることも予想されると示唆しています。

**連載「華南新拓展～華南における新しいビジネススキームを考える」**第11回 保税区分活用編⑤は、華南の保税区分企業の仕入販売・サービス会社としての実際の活用スキームについて検討しています。既存の香港現法を有する場合、香港現法の本土営業のサポートにより香港現法からサービス対価を受け取る形や、本土内企業間の非保税取引に国内商社として介入し人民元決済を行うスキームが考えられ、特に、華南では後者の取引が増える傾向にあるとした上で、こうした機能を活用する為の留意点として、幅広い業務に対応出来るよう予め保税区分企業の経営範囲を拡大しておく、コストダウン効果と商流・物流を勘案しながら既存香港現法から保税区分企業に移管する業務を選定する、移転価格に留意したサービスフィー水準を設定することを挙げています。

**経 済「中国食糧供給の潜在リスクと価格統制政策の抱える問題」**は、中国の食糧需給の現状と今後の見通しについて纏めています。中国の食糧供給は、豊作により2004年以来生産量増加を保ってきたものの、都市化の進展が耕地面積と灌漑用水の確保を難しくしていること、政府統制の穀物買い上げ制度と価格抑制により穀物小売価格が低く抑えられて、農家の生産収益低下が生産意欲低下と減産を招いたり、密輸出を招くなど将来の供給不足の懸念が大きく、また生産増加のために必要な穀物小売価格の引上げは目下のインフレでは取りづらぬ政策であることから、中国の食糧動向は引続き厳しい状況が続くものと見ています。

**産 業「中国半導体業界の動向と今後の展望」**は、中国半導体市場の現状と展望、参入企業における事業展開の方向性について纏めています。“世界の電子機器工場”である中国は半導体の一大消費地である反面、政府の支援策が後手に回ってきたことや先端設備の調達規制があったことを背景に、半導体生産額は日本や韓国、台湾に比べ小規模にとどまっています。ただ、足元、優遇税制が整備されるなど生産拡大に向けた環境が整いつつある中、今後は、これまで後工程を主体に中国に進出してきた海外半導体メーカーにおいて前工程の対中投資拡大が期待されます。特に日系半導体メーカーの場合、強みを有するAV機器や自動車向け半導体において、中国での前工程製造を検討していくことも選択肢の一つになると考えられます。

**人民元レポート「中国外為市場を揺るがすホットマネー」**は、本年7月に発表された輸出入決済の管理強化の背景にあるホットマネーの市場に対する影響とリスクについて考察しています。05年7月の為替改革実施以降、人民元高が進む中で、外貨準備高と貿易黒字の急増が顕著となり貿易ルートを通じたホットマネーの流入が巨額に上ると試算した上で、現状の中国の金融引締め下ではホットマネーは市場の通貨供給量を増加させる役割を果たしているものの、将来ホットマネーが流出すれば深刻な通貨安を招くと指摘、当面の人民元相場は欧米諸国の景気が不安定な中であって更に人民元高に進む可能性が高くホットマネー流出の可能性は小さいと思われるものの、ホットマネー流出のエネルギーの規模は相当に大きい事を念頭に入れておきたいとしています。

### スペシャリストの目

**投 資「中国ビジネス再構築～事業戦略・計画の再策定」**は、昨今の日系企業の中国ビジネスを取り巻く環境の急速な変化の中で、中国事業の戦略・中期計画の再策定を迫られている状況を捉え、事業戦略・中期計画策定に当たっての状況分析のポイントについて纏めています。中国ビジネスの変化の速さと日本企業の風土との違いを理解した上で、状況分析のうち外部の分析については、業界を取り巻くビジネスルールの変化、中でも市場のルールの変化と自社の事業スコープの中での競争優位性を把握することが重要とし、内部の分析については、人事・労務等の自社組織や自社の業務の仕組みの問題を把握し、変化に先んじた組織の拡充が必要と指摘しています。

**税務会計「中国の会計・税務」**は、会計、税務について日系企業から受ける質問のうち実用的なテーマを取り上げQ&A形式で解説しています。今回は①固定資産の減損に関する文書化における留意点、②上海市の外国多国籍企業地域本部の設立奨励に関する規定、についてです。

**人 事「変革期の中国における人事現場の課題と現状-福利厚生制度と手当③-**は、日系企業の休暇制度について考察しています。従来、有給休暇に関する定めは、勤続1年以上の職員に有給休暇を付与するとしかなかったものが、本年から施行された「従業員年次有給休暇条例」で明確な基準に基づく有給休暇の付与が義務付けられたことにより、これまで豊富な有給休暇が魅力的な福利であった外資系企業にとって、企業国籍による休暇制度の格差が縮小し、一方で中国の高度成長に伴い余暇を楽しむ習慣が普及しつつある中、日系企業にとってコア従業員の定着をはかる福利政策のひとつとして、今後の休暇制度の見直しと活用が重要になってくるとしています。



## 本年前半の主要法令について

露木・赤澤法律事務所  
弁護士 赤澤 義 文  
弁護士 中島 あずさ

2008 年前半も例年と同じく、各分野にわたり多くの法令が發布又は施行されている。大きな傾向として、高付加価値を生む技術・サービス分野は税優遇等を通じて奨励する一方、労働集約型の分野は税務・労務面でコスト上昇につながる制度変更がなされるなど、発展を奨励する産業分野への選択と集中を促す制度変更が引き続き目立っている。また、外貨準備高の加速的な上昇を背景として、外貨の（流出でなく）流入のコントロールや貿易黒字縮小を目指す制度変更が散見される。本年前半に制定改廃された法令は多岐にわたりこれらを全体的に紹介することは現実的でないため、本稿本文では、2008 年前半で特に注目すべき法令の改廃制定がなされた税務、労務、貿易取引及び外国為替の分野について、主な制度改廃を概観しつつ、当該分野において注目され、かつ、外商投資企業にも関わりのある主な新法令を適宜引用する形式で紹介する。

なお、「BTMU CHINA WEEKLY」の【日系企業のための中国法令・政策の動き】に掲載された法令を含む本年前半の主要法令をまとめた主要法令及びその概要を附表として末尾に記載したので、ご参照いただきたい。

\* 本稿では、法令名の「中華人民共和国」部分は省略して表記する（例：「中華人民共和国労働契約法」⇒「労働契約法」）。

### 一 税務関連

#### 1 「企業所得税法」の施行と外商投資企業の優遇税制の廃止

本年1月1日から、これまで外商投資企業及び外国企業の企業所得税に適用されてきた「外商投資企業及び外国企業所得税法」（以下「旧税法」という。）が廃止され、代わって内外資企業に対する所得税課税についての統一的な法である「企業所得税法」（主席令第63号）及び「企業所得税法实施条例」（國務院令第512号）が施行された。「企業所得税法」の施行により、外商投資企業に賦課される企業所得税の標準税率が30%から25%に低下する一方、旧税法下で外商投資企業が享受してきた二免三半減、税優遇地域での低減税率適用、再投資税還付等の優遇税制は廃止されることとなった。ただし、二免三半減、税優遇地域での会社設立による低減税率については、「企業所得税法」の発布日前に設立された外商投資企業についてこれを一律に廃止すると企業経営への影響が大きいことから、最長5年を目途に段階的に税率を引き上げる経過措置が採られており、当該経過措置の具体的な適用条件等を定める「國務院の企業所得税の経過優遇政策に関する通知」（国發[2007]39号）及び「財政部、国家稅務總局の國務院企業所得税経過優遇政策実施の貫徹実施の關係問題に関する通知」（財稅[2008]21号）等が發布された。また、旧税法下で奨励類及び制限乙類に認められていた国産設備の購入時の所得税控除の優遇は、本年5月発布の「国家稅務總局の企業国産設備購入企業所得税投資控除政策の執行停止問題に関する通知」（国税發[2008]52号）により、本年1月1日に遡って停止されている。

また、外商投資企業の出資者である外国企業に関しては、外国企業が外商投資企業からの配当利益を再投資した場合の再投資税還付が廃止され、2008年以降に過年度の未処分利益を再投資しても税還付を受けることはできなくなったほか（「国家稅務總局の外商投資企業及び外国企業の原若干優遇政策取消後の關係事項處理に関する通知」（国税發[2008]23号））、旧税法下で認めら

れていた配当免税がなくなり、2008年末以降の配当には10%の企業所得税が課税される（2007年末の利益を2008年に配当する場合にはなお旧税法に基づく免税が認められる（「財政部、国家税務総局の企業所得税の若干の優遇政策に関する通知」（財税[2008]1号）第4条）。

## 2 新たな優遇税制

上記のように外商投資企業特有の優遇税制が基本的に廃止される一方で、「企業所得税法」のもとでは、国が重点的に支持する高度新規技術分野については、内外資を問わず、認定を受けた「高度新規技術企業」は15%に低減された企業所得税率の適用を受けることができる（「企業所得税法」第28条等）。「高度新規技術」の範囲及び同企業の認定については「科学技術部、財政部、国家税務総局の『高度新規技術企業認定管理弁法』の印刷・発行に関する通知」（国科発火（2008）172号）が發布された。

また、中国が今後発展を奨励するソフトウェア・集積回路企業、証券投資ファンド等の企業に対しては、二免三減、低減税率適用、税控除等、各種優遇が設けられており（「財政部、国家税務総局の企業所得税の若干の優遇政策に関する通知」（財税[2008]1号）第1条～第3条）、外資誘致のための優遇から特定の事業分野に応じた優遇に明確にシフトしている。

## 3 分支機構（支店）がある場合の徴税方法の変化

旧税法下では、本店のほか、支店を設置している場合には、支店の経営により生じた所得は本店の所得に合算して本店が一括して企業所得税を納付する（結果として、本支店の税管轄地区が異なる場合には、支店所在地では企業所得税の納付がなされない）処理が行われていたが、本年からは、省、自治区、直轄市又は計画単列市を跨いで設置した本支店の納税については、納税額全体の50%に一定比率を乗じた税額を本支店がそれぞれ所在地税務局に予納し、年末に本店が精算する方法が採用された（「国家税務総局の『地区を跨る経営の企業所得税合算納税徴収管理暫定施行弁法』の印刷・發布に関する通知」（国税発[2008]28号）、「財政部、国家税務総局、中国人民銀行の『省・市を跨ぐ総・分機構企業所得税分配及び予算管理弁法』の印刷・發布に関する通知」（財預[2008]第10号））。これは、直接には、地方ごとの税収配分の均衡をめざす規定であるが、外商投資企業の再編という観点からは、現地法人の合併にあたり消滅法人の解散認可が得やすくなるのではないかという事実上の効果が期待される（即ち、従前の方法では支店所在地では企業所得税の納税がなされないため、複数企業の合併により消滅会社を解散したうえ存続会社の支店として存続させようとしても、支店化を望まない消滅会社所在地の当局が解散を認可しないケースがみられたが、新たな方法では、支店所在地においても企業所得税が一定程度納付されることから、解散認可を拒む理由が一定程度減少するため。ただし、あくまでも事実上の期待である。）

## 二 労務

### 1 「労働契約法」

昨年6月29日に發布された「労働契約法」（主席令第65号）が本年1月1日から施行されている。「労働契約法」では、短期間の契約を更新する従来の方法を転換し、従業員の長期的就業を確保する観点から、固定期間のある労働契約の期間満了による終了の場合にも経済補償金の支払を原則として必要とし、また、固定期間のある労働契約を2回更新した場合には無固定期間労働契約の締結を義務付けるなど、企業の法的責任及び労務コストを高める内容を含む一方、その解釈が明らかでない条項もあり関心を呼んでいる。特に、企業側が無固定期間の締結義務を負う「労働契約法」第14条第2項第3号の「連続して2回固定期間のある労働契約を締結し、かつ、・・・労働契約を更新するとき」の文言が、2回目の更新を企業側が拒むことができるか否か

が明らかでなく、これを明らかにする実施細則の制定が待たれているが、本稿作成時点では実施細則の草案（「国务院の『労働契約法』の実施に係る若干の規定」（意見徴収稿））が出されたにとどまり、未だ正式な実施細則は発布されていない（草案段階では、2回目の更新を企業側が拒むことができない内容の規定が含まれており、これがそのままの内容で制定に至ってしまうのが懸念される。）。

## 2 休暇及び労働時間について

「労働契約法」の施行を契機として、休暇及び労働時間に関わる規範はいくつか新たに施行されている。例えば、有給休暇の付与条件等を国レベルで初めて具体的に定めた「従業員年次有給休暇条例」（国务院令第 514 号）が本年 1 月 1 日から施行され、就業年数に応じて従業員が享受しうる有給休暇日数を定めるほか、消化することのできなかつた有給の日数を祝日の就業と同じく 300%の割合で買い取るべき法的義務が雇用者側に課されている点が注目される（「従業員年次有給休暇条例」第 5 条、第 7 条）。

このほか、「全国年節及び記念日休暇弁法」の改正により法定の祝日が調整され（『全国年節及び記念日休暇弁法』を改正することに関する決定」（国务院令第 513 号））、年間の法定祝日日数が 10 日から 11 日に増加した。また、これに伴い、時間外労働報酬の計算基礎（分母）となる月当たりの労働日数について、上記の法定祝日日数を含む労働日数をもって計算し、21.75 日/月とすることが明確にされている点も、実務上は要注意といえる（「従業員の通年・月平均業務時間及び賃金の換算問題に関する通知」（劳社部発（2008）3号））。

## 3 労働紛争調停・仲裁法

労働紛争に関しては、各地の労働紛争仲裁委員会が受理する労働紛争の申立件数が大幅に増加する一方、労働紛争の基本事項を合理的かつ統一的に定める規範が欠如する状態にあった。このような状態を背景として 2007 年 12 月末に、初めて法律レベルでの統一的な労働紛争処理規範となる「労働争議調停仲裁法」（主席令第 80 号）が公布され、労働節である本年 5 月 1 日から施行されている。同法は、かつて「労働法」下では労働紛争仲裁の申立期間が紛争発生時から 60 日以内に限定されていた点を改め、当事者が権利侵害の事実を知った時又はこれを知るべき時から 1 年間に延長し、更に、仲裁申立費用を無料化するなど、より労働仲裁の申立を行いやすい内容に修正されている。「知った時」、「知るべき時」が今後どのように認定されるかにもよるが、これにより理論的には、例えば賃金報酬額や労働契約解除に関わる紛争等の紛争発生時から 1 年以上経過した場合であっても従業員から労働紛争仲裁を申し立てられる可能性があることになる点に留意を要する。

## 4 その他

このほか、最低賃金の見直しは従来から各地の労働管理部門によりほぼ毎年行われているが、特に上海市、深圳市などの沿海部の大都市では本年の最低賃金が 1000 元前後に上方修正されるなど、大幅な引き上げが目立っており、労働集約型産業のコスト負担を一層深刻なものにした点が注目される。

## 三 貿易（分類管理）

### 1 輸出入管理手続

「機電製品輸入管理弁法」の改正（輸入禁止、自由輸入、輸入制限の分類に対応した中古機電設備の輸入手続を明記し、一定期間を超えた中古機電設備を輸入禁止目録に入れることを明記し、また、輸入制限に属する中古機電設備を「重点中古機電設備」として許可証管理を実施するとし

た点等が主な変更点である。)や、「輸出許可証管理弁法」の改正(外商投資企業への輸出許可証の発行手続を内資企業と同一にし、輸出許可証の有効期限を変更した点等が主な変更点である。)といった従来の手続の変更や、一部製品について輸入関税徴収免除が停止される(「財政部の大型・精密・高速数値制御設備及び中核部品・パーツの輸入税収政策調整に関する通知」(財関税[2008]32号)、「税関総署公告2008年第24号(『國務院の設備製造業振興加速の若干意見』の關係輸入税収政策実施に関する通知の執行問題)」といった、中国の輸出入政策に連動した制度変更のほか、多くの外商投資企業にかかわりの深いものとして、加工貿易の禁止目録の拡大や、税関の分類管理の規範の見直しが注目される。

## 2 加工貿易禁止目録範囲の拡大

2008年1月、4月の2回にわたり加工貿易禁止類商品目録が施行され、また、本年2月に国家環境保護総局(現・環境保護部)から「2008年第一次『高汚染、高環境リスク』製品目録」の発布に伴い39品目について加工貿易禁止が提案されたことを受けて、加工貿易禁止商品目録が新たに整理された(「商務部、税関総署公告2008年第22号(2008年加工貿易禁止類商品目録)」(商務部、税関総署公告2008年第22号))。一昨年あたりからの傾向に引き続き、付加価値の低い製品や環境負荷の高い製品が除外対象とされており、保税加工という恩恵を停止することによりこれらの産業についての加工貿易を縮小する意図が現れる内容となっている。

## 3 分類管理の見直し

税関登記をした企業の分類管理に関する規範として、本年4月1日から「税関企業分類管理弁法」(税関総署令第170号)(以下「新弁法」という。)が施行されている。これまでも、「輸出入活動に直接関係する企業、単位」を対象として、企業の信用状況に基づいてA類～D類までの分類管理がなされてきたが(「税関の企業に対する分類管理実施弁法」(新弁法施行により廃止。以下「旧弁法」という。))、実際には、加工貿易企業及び一部の保税区企業を除いて企業の申請による分類の認定・調整はあまり行われていなかった。新弁法は、税関登録をした企業一般を分類管理の適用対象として明確化し、また、世界税関機構(WCO)の「国際貿易の安全確保及び円滑化のための『基準の枠組み』」における「認定事業者」(AEO)制度を取り入れ、同「認定事業者」に対応する国内制度として新たにAA類を創設している。もっとも、新弁法は、AA類～D類の認定条件は明記するものの認定された場合にいかなるメリット又はデメリットがあるかの具体的な明記はしておらず(AA類及びA類には通関利便措置、B類には通常の管理措置、C類及びD類には厳格な監督管理措置が適用されるとの抽象的な規定のみ(新弁法第4条。))、その詳細は税関総署の談話レベルの説明や税関関連規定中で断片的に規定されているにとどまる(例えば、本年5月1日から施行されている「税関輸出入貨物集中申報管理弁法」(税関総署令第169号)によると、C類及びD類の企業は同弁法に基づく集中通関を行うことができないとされる。)。旧弁法下のA類～D類の分類は新弁法下のA類～D類にそのまま移行する(旧弁法下で「紅名単」管理がなされていた場合には新弁法下ではAA類として移行する)とされるが、同時に、新弁法下での分類条件適合性が改めて審査されることが想定されており(『税関企業分類管理弁法』を執行することに係る關係問題に関する通知」(署稽発(2008)81号)三)、新弁法の施行を機に、輸出入業務における分類管理がより全面的に実施されるものと思われる。

## 四 外国為替

従来は、中国国外への外貨流出を重点的に管理する法規が多く制定されていたが、今回は、国外からの資金流入を制約する内容の規範が制定されており、中国の外国為替管理の方向性に変化が感じられる。

多くの企業に関わりがありうるものとして、本年7月14日から施行される次の三法令がある。  
「輸出外貨受取・人民元転の照合・審査システム化弁法」(匯発(2008)29号)  
『「輸出外貨受取・人民元転の照合・審査システム化弁法」の実施に係る関係問題に関する通知」  
(匯発(2008)31号)  
「企業貨物貿易項目下外債登記管理の実施に関する通知」(匯発(2008)30号)

中国の外貨準備高の急速な増加の背景には、国外から流入したホットマネーの割合が一定程度存在するといわれている。ホットマネーの流入ルートとして、経常項目下の貿易取引が利用されているとの認識(例えば、貨物の通関価格を輸入時には低く、輸出時には高く申告する、貨物代金の前受又は延払等の方法により資金を国内に滞留させる、虚偽の契約をもって虚偽の輸出申告をする等)から、上記三法令は貨物輸出外貨の受取及びその人民元転にあたっての取引の真実性審査を強化し、取引の実体を確認することができない国外からの貨物貿易取引名義の資金流入(ホットマネーを想定)を人民元転の段階で制約する内容の規範となっている。これにより、①輸出による前受金の受取り及び支払サイトが90日超の輸入延払について、金額にかかわらず事前に外債登記を要求したうえ、②貨物輸出代金は、銀行が顧客企業のため開設する「輸出外貨受取照合・審査待ち口座」に入金され、その引出し(人民元転)可能額は、「輸出外貨受取ネットワーク検査システム」を通じて(前受金及び延払の場合には更に上記①の外債登記も通じて)確認・算出された範囲に限定されることになり、実体的な貨物取引の裏付けをすることができない場合には引き出しができない可能性があるなど、実務への影響も大きい内容となっている。

法的には、前受金を受領した場合に中国国内の企業が負う債務は、貨物の引渡債務(非金銭債務)であり、対外的な金銭支払を内容とするいわゆる対外債務ではないにもかかわらず外債登記を要求している点が異質に感じられる。また、上記三法令は、貨物貿易における外貨の入出金が対象(サービス貿易は対象外)であるため、企業名義の外貨決済口座への送金のうち貨物貿易による収入と非貨物貿易の収入を区別する必要があることになるが、これをどのように区別するか等、実務上の具体的操作が必ずしも明らかでない点がいくつか存在する(現状の関係規定や現時点の外国為替管理局の説明のみでは必ずしもはっきりしないものの、外貨決済口座宛の送金が直接に「輸出外貨受取照合・審査待ち口座」への送金として扱われるのであれば、非貨物貿易取引に基づいて受けた送金をこれまでどおり円滑に口座から引き出すためには、貨物貿易の送金と非貨物貿易の送金を別々に行う、送金目的を明記するといった、中国国外からの送金段階で取引の性質を明確に区分する工夫を検討せざるを得ないように思われる。)。発布後間もない法令であることから、今後の取扱いが注目される。

## 五 おわりに

本年前半に発布され、又は施行された法令を見ると、近時の経済動向にかかわる経済政策に関する法令のほか、企業所得税法、労働契約法等、一定の期間において恒常的に適用される法規範の発布、施行も見られる。更に、現在、いわゆる企業再編税制にかかわる法規、労働契約法の実施細則、市場取引規制(独占禁止規制)にかかわるガイドライン等が制定作業中であり、本年後半には上記のような法規が発布・施行されることも予想される。

附表

\* 「BTMU CHINA WEEKLY」の【日系企業のための中国法令・政策の動き】に掲載された本年前半の主要法令については、許可を得て引用及びとりまとめをしています。

会社法・外商投資関連法規	
「商務部弁公庁の外商投資企業の解散及び清算業務を法により適切に行うことに関する指導意見」(商法字[2008]31号、2008年5月5日発布・実施)	<p>「外商投資企業清算弁法」の廃止を受け、外商投資企業の解散・清算についての指針を示した。</p> <p>(1) 外商投資企業の解散・清算業務は、「会社法」及び外商投資の法律、行政法規の関係規定に従って処理しなければならない。外商投資の法律と行政法規に特別な規定があり、「会社法」に詳細に規定されていないときは、特別な規定を適用する。</p> <p>(2) 外商投資企業が終了する場合には、審査認可機関に対し、事前解散申請書、企業の権力機関(董事会、株主会又は株主総会)の決議書及び企業の認可証書と営業許可証を提出しなければならない。合弁企業と合作企業が、出資者の一方が契約・定款に定める義務を履行せず、経営を継続できなくなり、単独で解散申請を提出するときは、解散申請書のほかに、管轄権のある人民法院又は仲裁機関が出した判決書又は裁定書(上記の事由が明記されたもの)を提出しなければならない。審査認可機関は、解散申請を受領したのち、10日以内に解散の認可文書を発行する。企業は、解散認可の日から15日以内に清算グループを組織し、清算を開始しなければならない。</p> <p>(3) 外商投資企業の出資者の一部が、「会社法」第183条の規定により解散を請求するときは、直接に管轄権のある人民法院に提出しなければならない。</p> <p>(4) 清算グループは、清算期間内に企業の各種税金を清算しなければならない。清算終了後は、清算報告を作成し、企業の権力機構の確認を経て、審査認可機関に報告し、同時に審査認可期間に認可証書を返納しなければならない。審査認可機関は、全国外商投資企業審査認可管理システムに関連情報を入力し、同システムから確認書を受け取る。企業は、確認書により税務、税関、外為等の部門で抹消手続を行い、合わせて会社登記機関に抹消登記を申請する。</p>
「国家旅遊局の一部規則の廃止に関する決定」(国家旅遊局令第28号、2008年6月6日発布・実施)	<p>中外合弁旅行社試行暫定弁法」(国家旅遊局、對外貿易經濟合作部、1998年12月2日発布・施行)等3つの規則を廃止した。同弁法では、中国公民の海外旅行業務の取扱いを「暫定的に許可」しないとされていたが、これが解禁される可能性があり、既にいくつかの外商投資旅行社において試験的に認可されている。</p>
「国务院の一部行政法規の廃止に関する決定」(国务院令第516号、2008年1月15日発布・施行)	<p>1月15日付で国务院から過去の行政法規の一部廃止に関する通知が公布、施行された。国务院が過去に制定した行政法規は2006年末で655本あったとされるが、2007年の整理作業を通じてそのうち92本が廃止又は失効宣告された。廃止されたもののうち、外商投資企業及び外国企業に係る主要な規は、次に掲げるとおりである。</p> <p>(1) 「対外加工組立及び中小型補償貿易展開弁法」(1979年9月3日発布) 対外開放の初期に制定された加工貿易と補償貿易に関する基本規定で、各種の優遇措置が定められていた。 廃止理由: 「税関法」(2000年7月8日発布)、「企業所得税法」(2007年3月16日発布)、「外国為替交換・売渡・支払管理規定」(1996年6月20日発布)、「加工貿易銀行保証金台帳制度の更なる完備化に関する意見」(1999年4月5日発布)による代替</p> <p>(2) 「対外国企業常駐代表機構工商統一税、企業所得税徴収暫定施行規定」(1985年5月15日発布) 外国企業の常駐代表機構(駐在員事務所)に対する課税についての大元の規定である。 廃止理由: 「企業所得税実施条例」(2007年12月6日発布)による代替</p> <p>(3) 「外商投資企業清算弁法」(1996年7月9日発布) 外商投資企業の清算に関する規定である。 廃止理由: 「会社法」(2007年5月15日発布)による代替</p>
産業関連政策	
「国务院弁公庁のサービス業発展加速の若干の政策措置に関する実施意見」(国弁発[2008]11号、2008年3月)	<p>サービス業の発展のための政策措置について、地方及び国务院各部門に指示した。</p> <p>【対外開放】</p> <p>(1) 商務部は関係部門とともにサービス貿易の中長期発展計画の制定に注力し、</p>

<p>年 13 日 発 布 )</p>	<p>条件のある地区及び都市でのサービス業アウトソーシングセンターの建設を促進する。その公共基盤整備と企業発展のため、中央の対外貿易発展基金の専用資金を使用する。</p> <p>(2) 各金融機関は、条件に適合するサービス貿易にモノの貿易と同等の利便を提供し、サービス貿易企業の外貨管理を改善し、合理的な外貨使用を保証する。</p> <p>(3) 交通部は関係部門とともに中国資本船舶の外国船籍経営問題の解決に注力し、国際運航船隊を発展させる。上海、天津、大連等の国際運航センターの建設を加速し、それらの保税港区でのサービス業の対外開放の新しい試験を奨励する。</p> <p><b>【税優遇】</b></p> <p>(1) サービス業の実際に発生した研究開発費に対し、企業所得税の控除を認める。</p> <p>(2) 蘇州工業園區での先進技術型サービス企業を奨励する企業所得税、営業税の政策的実験を加速し、ソフトウェア開発、情報技術、知的財産権サービス、工事コンサルティング、技術普及、サービスのアウトソーシング、現代物流等奨励類の生産型サービス業への税優遇を拡大する(注：蘇州工業園區の 2005 年 9 月からの各種サービス企業への税優遇の適用を新企業所得税法下でも継続する。)</p> <p>(3) 農林牧畜漁業でのサービス業務に従事して得た所得に対し、企業所得税を減免する。</p> <p>(4) 自主革新、省エネ・排出削減、資源節約利用等のサービス業に対する税優遇を拡大する。</p> <p>(5) サービス業での個人所得税の総合課税方式と分離課税方式を結合する試験を拡大する。</p> <p>(6) 雇用者が多く、資源消費・汚染排出が少ないサービス企業に対し、雇用者数に応じて補助又は所得税優遇を与える。</p>
<p>「商務部の我が国の物流分野現代物流の発展加速に関する指導意見」(商改発[2008]53号、2008年3月3日発布)</p>	<p>上記「国务院弁公庁のサービス業発展加速の若干の政策措置に関する実施意見」でも述べられている現代物流の発展について指針を示した。政策・措置のうち企業に関係するものとしては、①「輸入奨励技術・製品目録」に記載する現代物流技術・設備を一般貿易方式で輸入する場合には、「輸入利子補填資金管理暫定施行弁法」(商務部と財政部が制定予定)により、利子補填方式で支援すること、②モデル工事とされたプロジェクトに一定の政策的支援を付与すること、③中西部の物流産業に外資を積極的に誘致すること等がある。</p>
<p>「国家發展改革委員会弁公庁の 2008 年業種標準計画の印刷・発布に関する通知」(発改弁工業[2008]1242号、2008年6月4日発布・実施)</p>	<p>機械、軽工業、紡織、化学、石油・天然ガス、石油化学、鉄鋼、建材、非鉄金属、自動車、電力、ボイラー・圧力容器、製薬機械、包装、希土類の 15 業種の業種標準制定・改定の具体計画を示した。項目は制定と改定の合計で 1761 項目、うち製品標準 1143 項目、基礎・方法・管理標準 386 項目、省エネ・排出削減及び安全標準 66 項目、工事建設標準 114 項目、標準製品見本 52 項目、国際標準及び国外先進標準採用 178 項目である。すべて 2008 年に着手し、2008 年末までに 329 項目、2009 年末までに 1432 項目を完成するとしている。</p>
<p><b>不動産関連</b></p>	
<p>「土地登記弁法」(国土資源部令第 40 号、2007 年 12 月 30 日公布、2008 年 2 月 1 日施行)</p>	<p>「物権法」(2007 年 10 月 1 日施行) で不動産登記制度が規定されたのに伴い、土地の具体的登記手続・条件を定めた。1989 年の「土地登記規則」の実質的な改正である。土地登記が必要がある場合には、地方人民政府が国土資源部のホームページに公告を記載する旨が規定されている。</p>
<p>「国土資源部の『工業プロジェクト建設用地コントロール指標』の発布・実施に関する通知」(国土資発[2008]24号、2008年1月31日発布・実施)</p>	<p>工業用地の使用基準の改訂に関する通知である。単位面積当たり固定資産投資額と容積率が改訂された。単位面積当たり固定資産投資額は、土地の等級と業種によって異なるが、一律にほぼ 15% 引き上げられた。容積率は、「化学原料及び化学製品製造業」が 60% 以上で以前と変わらず、「石油化工・コークス及び核燃料加工業」は 40% 以上から 50% へと 10 ポイントの引き上げにとどまったが、その他の業種はすべて 20 ポイント引き上げられた。</p>
<p>「建物登記弁法」(建設部令第 168 号、2008 年 2 月 15 日公布、同年 7 月 1 日施行)</p>	<p>「物権法」(2008 年 10 月 1 日施行) に基づいて制定された建物の登記に関する規則である。従前の「都市不動産権利帰属登記弁法」(1997 年 10 月 27 日公布、2001 年 8 月 15 日改正法施行。建物登記弁法の施行により廃止) に比べ、登記の対象・形式、登記簿制度、登記手続等が細かく定められている。</p>
<p><b>知的財産権</b></p>	
<p>「最高人民法院の登録商標又は企業名称と先順位権利との抵触に係る民事紛争事件の審理に係る若干の問題</p>	<p>人民法院の登録商標、企業名称の民事紛争事件受理等に関する司法解釈である。人民法院が訴訟を受理する場合及び被告の民事責任の確定等について規定されている。</p>

<p>に関する規定」(人民最高人民法院 法積[2008]3号 2008年2月18日公布、2008年3月1日施行)</p>	
<p>「中華人民共和国科学技術進歩法」(国家主席令10期第82号、2007年12月29日改正法公布、2008年7月1日施行)</p>	<p>1993年制定の同法の改正である。「自主革新能力」の向上を基本に、国の知的財産権戦略制定・実施、政策による科学技術奨励、企業の研究開発・技術革新に奨励等に関する規定が新たに盛り込まれている。</p>
<p>貿易・委託加工</p>	
<p>「商務部・税関総署公告2007年第110号(2007年第2次加工貿易禁止類商品目録)」(2007年9月21日公布、2008年1月21日実施)</p>	<p>2007年4月26日付の2007年加工貿易禁止類商品目録(1140品目)に続くものである。589品目で、大部分がすでに増値税輸出還付が取り消されているもの。絶滅のおそれのある動植物及びその製品、無機化学品、中低級鉄鋼製品等が含まれる。</p>
<p>「商務部・税関総署公告2007年第115号」(2008年自動輸入許可管理貨物目録)(2007年12月29日公布、2008年1月1日実施)</p>	<p>2008年の「自動輸入許可証」の要取得貨物リストである。全752品目で、うち機械電気製品は540品目である。</p>
<p>「税関総署の『中華人民共和国税関加工貿易貨物監督管理弁法』改正に関する決定」(税関総署令第168号、2008年1月14日公布、2008年3月1日施行)</p>	<p>加工貿易に関する税関の基本規定である「税関加工貿易貨物監督管理弁法」(2004年4月1日施行)が一部改正されたものである。改正箇所はいずれも外注加工に関する条項で、主要工程の外注加工を禁止するとしていたのを削除した点、また加工後の完成品や端材等を自社に戻さなければならないとしていたのを不要とした点が大きな改正点である。外注加工を行う場合には、税関の認可が必要な点は変わらないが、その条件が緩和されている。</p>
<p>「税関輸出入貨物集中申報管理弁法」(税関総署令第169号、2008年1月24日公布、同年5月1日施行)</p>	<p>特定の貨物を同じ港から頻繁に輸出又は輸入する場合の集中通関に関する規定である。特定の貨物とは、①書籍、新聞、定期刊行物等の時限性が強い貨物、②危険物又は生鮮、腐乱・劣化しやすい長期保存に適さない貨物、③道路の港を出入りする保税貨物のことで、これらの輸出入を何度も行う場合には、簡易な通関手続で処理することができる。 企業が集中通関を行う場合、あらかじめ税関に届出登記手続を行い(担保提供が必要)、輸出入に当たっては、所定の期限内(輸入は輸送手段の入国を申告した日から14日以内、輸出は税関の監督管理場所に貨物を搬入して積載する24時間前)に「集中通関申告リスト」を税関に申告し、税関の確認を経て、3日以内に貨物の引渡手続を処理する。正式の通関申告は月毎にまとめて行い、一般貿易貨物は翌月10日まで、保税貨物は翌月末までに通関申告書により申告する。税金・関連費用はその際に支払うが、その税率・為替レートは、「集中通関申告リスト」を申告した日が基準となる。 この集中通関制度は、密輸の疑いや規則違反により調査中の企業、知的財産権侵害貨物の輸出入を行って税関から行政処罰を受けた企業、管理類別がC類とD類の企業には認められない。また、C類、D類の通関企業に委託することもできない。</p>
<p>「税関企業分類管理弁法」(税関総署令第170号、2008年1月30日公布、同年4月1日施行)</p>	<p>「税関の企業に対する分類管理実施弁法」(1996年6月1日)に代替する法規である。旧弁法は、輸出入を行う各種企業を対象とし、税関は企業の申請によってその信用状況にもとづいてA類からD類までの類別管理を行い、企業の信用状況の変化に応じて柔軟に類別を調整する、というものだが、実際には、加工貿易企業を除いて企業の申請による類別の認定・調整はあまり行われておらず、自己の類別を知らない企業も少なくない。新しい弁法は、現行弁法の類別方法を基本的に踏襲しているが、税関に登録するすべての企業を対象としており、類別の認定手続を厳格に行うこと、類別の昇格は少なくとも1年間にはできないこと、また、企業の類別を公開すること等を定めている。 新弁法は、世界税関機構(WCO)の「国際貿易の安全確保及び円滑化のための『基準の枠組み』」における「認定事業者」(AEO=Authorized Economic Operator)制度を国内制度に転化している。AEO制度とは、国際貿易の安全確保と円滑化のためには政府、税関だけでなく、民間の参加と支持が重要なことから、WCO加盟国それぞれで積極的に協力する事業者を認定してベネフィットを与えようというものである。ベネフィットは、「基準の枠組み」によれば、主に</p>

貨物の引取り・積卸しの時間短縮や保管費用の低減、有益な貿易関連情報の提供、その他の貨物の取扱いに対する優遇等である。ただし、AEOの認定要件としては、法令を遵守していること、輸出入記録の管理システムを有していること、財務状況が良好なこと、税関と適切なコミュニケーションがとれること等があげられている。

企業の類別は、現行の弁法にないAA類が加わり5つとなったが、このうちAEOに相当するのがAA類及びA類であると思われる。これらに対しては、「通関利便措置」を適用するとされている。具体的な規定はないが、税関総署の説明によれば次のとおりである。

**【A類企業への利便措置】**

①「所在地での通関、港での貨物検査・引渡し」を実施し、優先的に人員を企業に派遣して生産又は貨物積卸しの段階で検査を行い、業務の現場で優先的に貨物の申告、検査、引渡しの処理を行う。

②輸入貨物は輸送を開始した後、港に到着する前、輸出貨物は税関の監督管理場所に搬入する前に、通関手続を行い、業務時間外及び休日・祝日の緊急の通関手続を優先的に処理する。

③加工貿易銀行保証金台帳の「空転」（注：保証金の免除）を実行し、又は銀行保証金台帳制度を適用せず、加工貿易の届出登記、変更、照合、消込み等の手続を優先的に処理する。

④通関員の通関業務研修及び資格認定を優先的に行う。

**【AA類企業への利便措置】**

①上記のA類企業への措置を適用する。

②貨物の信任引渡しを実行する。

③専門の担当者を派遣し、企業の税関事務に対する疑問、問題の解決に当たる。

④通関申告書の電子データを照合、確認した後、直接現場に出向いてチェックし、引渡手続を行う。

⑤輸出入貨物に対して、通常、開梱検査を行わない。

以上に対して、B類企業は「通常管理措置」が適用され、C類企業とD類企業は「厳格な監督管理措置」が適用される。弁法には具体的な規定はないが、B類企業の場合、上記のA類、AA類企業に対する利便措置は適用されず、C類、D類企業は逆に厳しい審査や検査を受けるものと思われる。

各類型企業の認定条件は、一般の企業（「輸出入貨物荷受・荷送人」という）と専門の通関企業で異なるが、一般の企業の条件は次のとおり。

**【A類企業の条件】**次に掲げる事項を同時に満たすこと。

①B類管理を1年以上適用されていること。

②連続1年、密輸罪、密輸行為、税関監督管理規定違反の行為がないこと。

③連続1年、知的財産権侵害貨物の輸出入及び税関の行政処罰がないこと。

④連続1年、税の未納、罰金、財産没収の情状がないこと。

⑤前年度の輸出入総額が50万米ドル以上あること。

⑥前年度の輸出入通関の誤差率が3%未満であること。

⑦会計制度が整備され、業務記録が事実、完全であること。

⑧主体的に税関の管理に対し、速やかに各種税関手続を行い、税関に提出する証憑、証書が真実、完全、有効であること。

⑨毎年「経営管理状況報告」を提出していること。

⑩規定に従って「中華人民共和国税関輸出入貨物荷受・荷送人通関登録登記証書」の更新手続及び関係変更手続を行っていること。

⑪商務、人民銀行、工商、税務、品質検査、外為、監察等の部門・機関での不良記録がないこと。

**【AA類企業の条件】**次に掲げる事項を同時に満たすこと。

①A類管理を1年以上適用されていること。

②前年度の輸出入総額が3千万米ドル（中西部は1千万米ドル）以上あること。

③税関の検査により、税関の管理、企業経営管理及び貿易安全の要求に合致していること。

④毎年の「経営管理状況報告」及び会計事務所が発行する前年度の監査報告、半年ごとの「輸出入業務状況表」を提出していること。

**【B類企業の条件】**次に掲げるいずれか1つがある場合

①初めて税関に登録登記した場合

②初めて税関に登録登記した後、管理類別の調整が発生しない場合

③AA類企業がその適用条件に合致せず、かつ、A類の適用条件にも合致しない

	<p>場合</p> <p>④A 類企業がその適用条件に合致しない場合</p> <p>【C 類企業の条件】次に掲げるいずれか1つがある場合</p> <p>①密輸行為があった場合</p> <p>②1年以内に3回以上の税関監督管理規定違反行為があり、又は1年以内に税関監督管理規定違反により累計50万元以上の罰金を受けた場合</p> <p>③1年以内に2回の知的財産権侵害貨物の輸出入を行い、税関の行政処罰を受けた場合</p> <p>④税の未納、罰金、財産没収が50万元未満の場合</p> <p>【D 類企業の条件】次に掲げるいずれか1つがある場合</p> <p>①密輸罪があった場合</p> <p>②1年以内に2回以上の密輸行為があった場合</p> <p>③1年以内に3回以上の知的財産権侵害貨物の輸出入を行い、税関の行政処罰を受けた場合</p> <p>④税の未納、罰金、財産没収が50万元以上の場合</p> <p>注：密輸罪は、人民法院の刑事判決書が効力を生じた日を基準とする。密輸行為、知的財産権侵害貨物輸出入行為、税関監督管理規定違反行為は、税関の行政処罰決定書が効力を生じた日を基準とする。通関誤差率は、前年度の税関員に記録された回数を通関総回数で割った比率をいう。</p> <p>これらの認定手続は、登録地の税関に申請し、最終的に直属税関（省・自治区・直轄市の統括税関）が審査し、各類別の適用又は不適用を決定する。その期間は、A 類が3か月以内、AA 類は6か月以内とされている。また、C 類、D 類から B 類、C 類への調整を申請する場合は、決定まで1か月以内とされている。</p>
<p>「財政部、税関総署、国家税務総局の国内購入材料の輸出加工区等税関特別監督管理区域搬入の税還付政策適用に関する通知」（財政[2008]10号、2008年2月2日發布、同年2月15日実施）</p>	<p>増値税輸出還付が取り消された材料を輸出加工区等に搬入する場合の還付の取扱に関する通知である。①区内の建設に使用する物資は還付せず、②区内の生産企業が生産に使用する皮革、鋼材、アルミ材、非鉄金属材料は法定税率で還付（品目リストあり）、③区内生産企業が「実質的加工」をせず転売、輸出、保税での区外への搬出は不可、④区内の非生産企業が購入し搬入する場合には適用しない等を規定する。</p>
<p>「税関保税検査弁法」（税関総署令第173号、2008年3月31日公布、同年6月1日施行）</p>	<p>保税加工企業、保税物流企業及び税関特別監督管理区域・場所の経営企業に対する税関の検査の手続、内容を定めた規則である。検査を行う場合には、対象企業に事前に通知し、検査後は15日以内に結果を告知し、問題があった場合には、再手続、改善又は担保提供を命ずる。</p>
<p>「商務部、税関総署公告2008年第22号（2008年加工貿易禁止類商品目録）」（2008年4月5日公布・実施）</p>	<p>当面の加工貿易禁止品目、1816品目を定める。2007年加工貿易禁止類商品目録（商務部、税関総署公告2007年第17号、2007年4月5日公布、同年4月26日実施）では1140品目だったが、その後、昨年12月に589品目が追加され（商務部・税関総署公告2007年第110号、2007年12月21日公布、2008年1月21日実施）、また本年2月に国家環境保護総局（現・環境保護部）から「2008年第一次『高汚染、高環境リスク』製品目録」が發布され（2008年2月26日發布）、39品目について加工貿易禁止が提案されたのをうけて、新たに整理されたものである。ただし、昨年12月に追加された品目は一部変更され、また「2008年第一次『高汚染、高環境リスク』製品目録」のうち電池（ニッカド・アルカリマンガン電池及び鉛電池部品）は除かれている。</p> <p>実施方法は、従来と同様で、5月4日までに商務部門から加工貿易業務認可を得て税関に登録した場合は契約期限内、また企業単位で税関のネットワーク監督管理を受けている場合は来年4月5日まで、該当品目の加工貿易が認められる。また、保税区、輸出加工区等の税関特別監督管理区域でも適用されるが、公告前に設立した企業は対象外とされている。</p>
<p>「税関総署公告2008年第19号（企業分類管理過程で使用する法律文書及び関係申請表様式）」（2008年3月27日公布、同年4月1日実施）</p> <p>「税関総署公告2008年第20号（一部税関公告及び規範的文書廃止について）」</p>	<p>「税関企業分類管理弁法」に関する公告である。</p> <p>①企業の類別申請書や税関の決定書、またAA類とA類の類別申請時に提出が必要とされる「経営管理状況報告」等14種類の書式についての公告（第19号）及び②弁法の施行に伴い廃止された旧弁法（「税関の企業に対する分類管理実施弁法」）の関連規定5つの廃止に関する公告（第20号）である。</p>

<p>(2008年3月27日公布、同年4月1日実施)</p>	
<p>「税関総署公告 2008 年第 21 号 (税関特別監督管理区域に搬入される一部産品に対する輸出関税不徴収について)」(2008年3月31日公布、同年2月15日実施)</p>	<p>保税區、輸出加工區等の生産企業が国内区外から購入した輸出製品生産用の鉄鋼及び鉄鋼製品 (合計 92 品目) については、区内に搬入する際に輸出関税を徴収せず、ただし、実質的加工をせず区外へ搬出する場合には輸入関税・増値税を徴収する。</p>
<p>「財政部の大型・精密・高速数値制御設備及び中核部品・パーツの輸入税収政策調整に関する通知」(財関税[2008]32号、2008年3月26日發布、同年1月1日実施)</p>	<p>(1) 2008年5月1日以降に認可される「外商投資産業指導目録」の奨励類に該当する外商投資プロジェクト (プロジェクトの審査許可、認可又は登記の日を基準とする。) が、総投資額内で輸入する「国内投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録 (2006年改訂) 第10類 (1)、(2)、(3) (この目録の該当部分には、すべての非数値制御工作機械のほか、数値制御工作機械のうちレーザー加工機、切削機、マシニングセンター、旋盤、研削盤等、及び各種プレス機械が含まれている。) に記載される工作機械及びプレス機械を輸入する場合には、一律に輸入関税を徴収し、輸入増値税は免除する。</p> <p>(2) 2008年5月1日より前に認可された「國務院の輸入設備税収政策の調整に関する通知」(国発[1997]37号) に規定される外商投資プロジェクトが、総投資額内で輸入する上記の自己使用設備を輸入する場合には、2008年10月31日までは関係規定により執行し、11月1日以降は一律に輸入関税を徴収し、輸入増値税を免除する。</p> <p>(3) 中西部外商投資優勢産業プロジェクト、外国政府借款プロジェクト及び国際金融組織借款プロジェクトで上記の設備を輸入する場合並びに加工貿易で外国側の無償提供により上記の設備を輸入する場合には、上記の規定を参照して執行する。</p>
<p>「税関総署公告 2008 年第 24 号 (『國務院の設備製造業振興加速の若干意見』の関係輸入税収政策実施に関する通知の執行問題)」(2008年4月11日、同年1月1日実施)</p>	<p>(1) 2008年4月1日以降に認可を受けた国内・外商投資プロジェクト (プロジェクト認可日を基準とする。) が、積載重量 328 トン以下のオフハイウェイ用電動ダンプトラック、同じく 40 トン以下のオフハイウェイ用アーティキュレート・ダンプトラック及びすべての機械電動装置付きリジッド式オフハイウェイ用ダンプトラックを輸入する場合には、一律に輸入免税政策の執行を停止する。</p> <p>(2) 2008年4月1日より前に認可を受けた国内・外商投資プロジェクトが9月30日までに項目確認書等の関係資料をもって税関に減免税を申請し、税関が受理した場合には、「國務院の輸入設備税収政策の調整に関する通知」(国発[1997]37号) の関係規定に従って執行し (即ち、外商投資企業は奨励類プロジェクトの認可を受け、9月末までに上記設備の輸入申請をする場合には、関税・増値税とも免除となる。)、10月1日以降は税関は減免税申請を受理しない。</p>
<p>「商務部、税関総署、国家質量監督檢驗檢疫總局令 2008 年第 5 号 (重点中古機電製品輸入管理弁法)」(2008年4月7日公布、2008年5月1日施行)</p> <p>「商務部、税関総署令 2008 年第 6 号 (機電製品輸入自動許可実施弁法)」(2008年4月7日公布、2008年5月1日施行)</p> <p>「商務部、税関総署、国家質量監督檢驗檢疫總局令 2008 年第 7 号 (機電製品輸入管理弁法)」(2008年4月7日公布、2008年5月1日施行)</p> <p>「商務部、税関総署、国家質量監督檢驗檢疫總局公告</p>	<p>「機電製品輸入管理弁法」に定められる輸入を制限する中古機械・電気関係製品の輸入許可の取得手続・条件に関する法規である。</p> <p>「機電製品輸入管理弁法」は機電製品の輸入管理全般についての規則であり、重点中古機電製品輸入管理弁法及び機電製品輸入自動許可実施弁法は個別の輸入許可に関する規則である。このうち、「機電製品輸入管理弁法」は、従来の関係規定を廃止・統合したもので、輸入手続は基本的に変わらないが、機電製品の範囲を拡大したこと、また、輸入を制限する中古製品を「重点中古機電製品輸入目録」で指定して輸入許可証発給の対象としたことに特徴を有する。</p> <p>(1) 製品によって輸入禁止、自由輸入 (うち特定製品は輸入自動許可) に分けて管理され、輸入禁止は「輸入禁止機電製品目録」に記載される製品の輸入が禁止されるもので、輸入制限「輸入制限機電製品目録」に記載される製品は輸入割当証明か輸入許可証を取得し、また「重点中古機電製品輸入目録」に記載される製品は輸入許可証を取得することにより、輸入ができる。自由輸入は、文字通り自由に輸入できるが、「輸入自動許可機電製品目録」に記載されるものは輸入自動許可証の取得が必要とされる。</p> <p>(2) 輸入割当証明が必要な製品を輸入するときは、地方・部門の機電弁公室を通じて商務部又はその他の國務院所管部門に申請し、輸入許可証が必要な製品については地方・部門の機電弁公室を通じて商務部に申請する。規定では、輸入割当証明は申請受理後 60 日以内、輸入許可証は同じく 20 日以内に発給の可否が決定される。また、「輸入自動許可機電製品目録」に記載される製品を輸入するときは、製品によって商務部又は地方・部門の機電弁公室に申請するが、こちらは 10 日以内に輸入自動許可証が交付される。</p>

<p>2008年第37号(「重点中古機電製品輸入目録」公布)(2008年4月9日公布、同年6月1日実施)</p>	<p>(3) 上記の各目録のうち、「輸入禁止機電製品目録」及び「輸入制限機電製品目録」は、これから制定される。今回、2008年第37号公告により公布された「重点中古機電製品輸入目録」には、化学工業用設備、セメント生産設備、金属製錬設備、工所用機械、製紙用設備、電力・電気設備、食品加工設備・包装用設備、農業機械、印刷機械、紡織機械、船舶、印刷機・複写機・ファクシミリ用ドラムの99品目が記載されている。また、「輸入自動車許可機電製品目録」は、「2008年自動輸入許可管理貨物目録」の「目録二」(機電製品540品目が記載)がこれに相当すると見られるが、いずれ調整される可能性がある。</p> <p>(3) 機械や電気機器、電子製品だけでなく、鉄鋼・非鉄金属製品(管用継手、容器、線、ねじ、工具等)、さらに砥石、ガラス製外枠、時計、電子楽器、スポーツ用銃、照明器具、玩具、ゲーム機、ライターまで含まれている(具体品目は、「機電製品輸入管理弁法」の付表として税関商品コードとともに記載されている。)。これらは、今回の「重点中古機電製品輸入目録」には含まれていないが、今後制定される各種目録に入ると見られる。</p> <p>なお、「機電製品輸入管理弁法」では、下表のとおり、適用の対象となるケースが示されているが、これらは今回、廃止となった旧「機電製品輸入管理弁法」や各種通知で個別に規定されていたものをまとめたもので、ほとんど変わらない。適用されないケースも①外商投資企業が総投資額内で新品を投資、自己使用する場合、②加工貿易で再輸出のために機電製品を輸入する場合、③税関の監督管理により、暫時輸入後に再輸出、又は暫時輸出後に再輸入する場合、④商品見本等で輸入時の価値が5千元を超えない場合等、同様である。</p>
<p>「税関総署公告 2008年第42号(6種26税目商品の輸入税率調整について)(2008年5月30日公布)</p>	<p>豚肉、乳幼児用食品、植物油、飼料、免疫血清、綿花、大理石、磁気テープ式ビデオカメラ等26品目の輸入関税を暫定的に引き下げる旨の公告である。</p>
<p>「貨物輸出許可証管理弁法」(商務部令 2008年第11号、2008年6月7日公布、同年7月1日施行)</p>	<p>輸出割当許可証と輸出許可証の発給手続・条件に関する法規である。同名の弁法(2005年1月1日施行)を廃止して新たに制定されたものである。主な変更点は、①外商投資企業への輸出許可証の発給手続を内資企業と同じ扱いとしたこと(旧弁法では企業設立申請時に商務部が輸出許可証品目取扱いを認可し、設立認可後に対象品目になった場合は商務部が査定の上で発給する等。ただし、輸出割当品目については従来どおり外商投資企業の割当数量の中で発給する。)、②輸出許可証の有効期限を6か月かつ当年年末までとしたこと(旧弁法では6か月かつ翌年2月末まで)等である。</p>
<p>「商務部、国家發展改革委員会、税関総署公告 2008年第30号(潤滑油、流動パラフィン、グリース潤滑剤の輸出割当管理取消公告)(2008年6月10日公布、同年7月1日実施)</p>	<p>対象品目はHS27101991、27901992、27901993である。輸出割当取消に伴い、加工貿易での輸出と外商投資企業の輸出は、許可証管理に変更される。いずれも省級商務部門経由で商務部割当許可証事務局に輸出許可証を申請する。</p>
<p>「商務部の6つの規則の廃止及び失効宣告に関する決定」(商務部令 2008年第2号、2008年1月29日公布・実施)</p>	<p>[廃止された規則]</p> <p>①「対外貿易代理制に関する暫定施行規定」(対外経済貿易部令 1991年第1号、1991年8月29日公布・施行)</p> <p>②「対マカオ地区一般労働協力展開管理弁法」([1998]外経貿合発第430号、1997年7月27日発布・施行)</p> <p>③「貨物自動輸入許可管理弁法」(対外貿易経済合作部令 2001年第20号、2001年12月31日公布、2002年1月1日施行)</p> <p>④「商業特許許可経営管理弁法」(商務部令 2004年第25号、2004年12月30日公布、2005年2月1日施行)</p> <p>[失効宣告された規則]</p> <p>①「中外合弁対外貿易会社の設立に関する暫定施行弁法」(対外貿易経済合作部令 2003年第1号、2003年1月31日公布、同年3月2日施行)</p> <p>②「『中外合弁対外貿易会社の設立に関する暫定施行弁法』補充規定」(商務部令 2003年第10号、2003年12月7日公布、2004年1月1日施行)</p>
<p>外国為替管理</p>	
<p>「輸出外貨受取・人民元転の照合・審査システム化弁法」(匯發(2008)29号、2008年7月2日発布、2008</p>	<p>中国に流入するホットマネーの流入ルートとして、經常項目下の貿易取引が利用されているとの認識のもと、貨物輸出外貨の受取及びその人民元転にあたっての取引の真实性審査を強化し、取引の実体を確認することができない国外からの貨物貿易取引名義の資金流入(ホットマネーを想定)を人民元転の段階で制約する</p>

<p>年7月14日実施)</p>	<p>ことを目的として、企業の輸出受取外貨を一旦「輸出外貨受取照合・審査待ち口座」に入金され、その人民元転にあたっては取引内容との照合審査や引出可能額の審査を行うこと等を規定する。</p>
<p>『輸出外貨受取・人民元転の照合・審査システム化弁法』の実施に係る関係問題に関する通知(匯発(2008)31号、2008年7月2日發布、2008年7月14日実施)</p>	<p>前記「輸出外貨受取・人民元転の照合・審査システム化弁法」の内容をより具体化する規範であり、「輸出外貨受取照合・審査待ち口座」からの支払範囲を、一般貿易、進料加工、来料加工、輸出前受等の取引の性質ごとに定め、また同口座内の資金を人民元転・送金する際には輸出契約、通関申告書の原本及び社印を押印したコピーを提出すること等を定めている。</p>
<p>「企業貨物貿易項目下外債登記管理の実施に関する通知」(匯発(2008)30号、2008年7月2日發布、2008年7月14日実施)</p>	<p>「企業貨物貿易項目下外債登録制度」を導入した通知である。「企業貨物貿易項目下外債登録」とは、輸出前受(契約に明記した入金日が輸出日より前であるか、又は実際入金日が輸出通関日より前の場合)及び輸入延払(輸入貨物到着後支払項目下の契約に明記された送金日が輸入日より後であるか、又は(金額にかかわらず)実際送金日が輸入通関日より90日後の場合)をいい、これらの場合にも外債登記を要求されることになる(輸出前受の場合に外債登記を要求している点、輸入延払の外債登記については、金額に関わりなく)。「輸出外貨受取・人民元転の照合・審査システム化弁法」による輸出外貨受取・人民元転照合を制度的に支えるものであり、この企業貨物貿易項目下外債登記の対象になる取引をした場合には、当該外債登記をしたうえで前記二法令に基づき輸出外貨受取・人民元転の照合・審査を受けなければ人民元転をすることができないことになる。</p>
<p>金融</p>	
<p>「銀行間債権市場非金融企業デット・ファイナンス手段管理弁法」(中国人民銀行令[2008]第1号、2008年4月9日公布、2008年4月15日施行)</p>	<p>中国人民銀行のデッド・ファイナンス管理につき、中国銀行間市場取引商協会に自律管理を行わせることに関する弁法である。中国銀行間市場取引商協会がデッド・ファイナンス手段の発行と取引につき自律管理を行い、コールローンセンターがデッド・ファイナンス手段取引の日常の監視を行い、中央決算会社がデッド・ファイナンスの登記、受託保管、決算の日常の監視を行う。この弁法により、「短期融資券管理弁法」並びに「短期融資券引受規程」及び「短期融資券情報開示規程」は同時に執行を終了する。</p>
<p>税</p>	
<p>「財政部、国家税務総局、中国人民銀行の『省・市を跨ぐ総・分機構企業所得税分配及び予算管理弁法』の印刷・発布に関する通知」(財預[2008]第10号、2008年1月15日發布・実施)</p>	<p>企業所得税税収の中央と地方の配分について、企業の総機構(本社)と分支機構(支店)の所得を区分して計算するとした法規である。中央60、地方40を原則としながらも、分支機構所在地の地方に配慮した内容となっている。</p>
<p>「全国人民代表大会常務委員会の『中華人民共和国個人所得税法』改正に関する決定」(国家主席令第85号、2007年12月29日公布、2008年3月1日施行)</p>	<p>2007年改正法の一部改正である。第6条の賃金免税所得を月額1,600元人民幣から2,000元人民幣に引き上げた。</p>
<p>「国家税務総局の外商投資企業及び外国企業の原若干優遇政策取消後の関係事項処理に関する通知」(国税発[2008]23号、2008年2月27日發布、同年1月1日実施)</p>	<p>旧企業所得税法に定められていた、外国企業が外商投資企業からの配当利益を再投資した場合の税還付の扱い等に関する法規である。その要点は、次に掲げるとおりである。</p> <p>(1) 外国投資者による外商投資企業からの配当利益の再投資に関する税額還付</p> <p>①2007年末までに2006年度以前の利益を再投資したとき(外商投資企業の増加資本として再投資した場合は工商行政管理局での変更登記まで、新たに外商投資企業を設立した場合は工商行政管理局での設立登記まで完了したとき)は、税額還付を行う。</p> <p>②2007年末までに、2007年度の予定配当利益を再投資したときは、税額還付を行わない。</p> <p>注：2008年以降に過年度の未処分利益を配当し再投資しても、税額還付は受けられないことになる。</p> <p>(2) 外国企業が中国から取得した利子、技術使用料に対する免税</p> <p>利子、技術使用料支払に関わる契約が2007年末までに締結され、旧税法の免除条件に適合し、税務機関の認可を受けている場合には、契約の有効期間内は免税が継続適用される。ただし、期限延長、補充契約又は拡大の条項は対象としない。</p> <p>(3) 定期減免を受けていた外商投資企業が2008年以降に条件が変わった場合</p>

	<p>2008年以降に生産経営の業務性質又は経営期間に変更があり、旧税法の定期減免の条件に適合しなくなった場合には、減免期間中の税額を追納する。</p>
<p>「国务院の企業所得税の経過優遇政策に関する通知」 (国発[2007]39号、2007年12月26日発布・実施)</p>	<p>新企業所得税法施行に伴う経過的優遇適用に関する法規である。</p> <p>(1) 対象企業 2007年3月16日より前に工商行政管理局等の登記機関での登記を経て設立された企業で、税法に規定される低税率又は定期減免の対象となっていた企業</p> <p>(2) 税率の取扱い ①15%の税率が適用されていた企業は、2008年18%、09年20%、10年22%、11年24%、12年25%が適用される。 ②24%の税率が適用されていた企業は、2008年から25%が適用される。</p> <p>(3) 定期減免の取扱い ①2008年1月1日から終了年まで適用されるが、いまだ利益計上がないために適用されていない企業は2008年度から計算される。 ②製品輸出企業と先進技術企業に対する半減は適用されない(通知の添付リストには、これを規定した「外商投資企業・外国企業所得税法実施細則」第75号第7号、第8号がない。)</p> <p>(4) 西部地区企業への優遇の取扱い 従来の企業所得税の優遇政策は引き続き実施される。</p> <p>(5) 税額計算 ①優遇が適用される企業は、新税法及び実施条例の規定に従って課税額から控除する。 ②上記の優遇が新税法及び実施条例の優遇規定と交錯する場合には、企業は最優遇を選択することができる。ただし、両方の優遇を享受することはできず、かつ、いったん選択した変更はできない。</p>
<p>「国务院の経済特区並びに上海浦東新区新規設立高新技術企業の経過的租税優遇の実行に関する通知」(国発[2007]40号、2007年12月26日発布、2008年1月1日実施)</p>	<p>経済特区と上海浦東新区に新規に設立された高新技術企業に対する優遇適用に関する法規である。</p> <p>(1) 2008年1月1日以降に経済特区と上海浦東新区に登記した「国が重点的支援を必要とする高新技術企業」は、経済特区・上海浦東新区内で得た所得について、当初の生産経営収入が帰属する年度から第1年と第2年は免税、第3年から第5年は25%の法定税率の半減とする。</p> <p>(2) 「国が重点的支援を必要とする高新技術企業」は、核となる自主知的財産権を保有し、新税法実施条例第93条に規定する条件に合致し、かつ、「高新技術企業認定管理弁法」により認定された高新技術企業をいう(「高新技術企業認定管理弁法」は現時点では発布されていない。)</p> <p>(3) 該当企業が経済特区と上海浦東新区以外で生産経営に従事したときは、区内で得た所得を単独で計算し、かつ、期間費用を合理的に分担する。単独で計算しない場合には、優遇を享受できない。</p> <p>(4) 上記の優遇が適用される期間に高新技術企業の資格を失った場合には、その年度から優遇を停止し、その後高新技術企業に再認定されても、優遇を享受することはできない。</p>
<p>「国务院の『中華人民共和国個人所得税法実施条例』に関する決定」(国务院令第五19号、2008年2月18日公布、同年3月1日施行)</p>	<p>昨年12月末の全人代常務委員会の「個人所得税法」改正決定を受けて改正された。税法改正で給与所得の基礎控除額が月額1600元から2000元に引き上げられたのに伴い、実施条例の関係条文も修正された。ただし、非居住者については、付加費用控除額が3200元から2800元に引き下げられ、基礎控除額と合わせた控除額合計はこれまでと変わらず4800元となる。</p>
<p>「国家税務総局の企業所得税の予納問題に関する通知」(国税発[2008]17号、2008年1月30日発布・実施)</p>	<p>「企業所得税法」改正に伴う法規である。企業所得税は、月毎又は四半期毎に予納し、年度末に確定申告を行うとされているが、新税法の施行に伴い、一部企業の予納方法が暫定的に変更される。これは、上記表中の国家税務総局通知によるもので、要点は、次に掲げるとおりである。</p> <p>(1) 2008年1月1日より前に「高新技術企業」の認定を受けた企業は、新税法の関係規定により改めて認定されるまでは暫定的に25%の税率で予納する。また、当該企業が新税法のその他の優遇措置及び経過的優遇措置を享受する場合には、関係規定に基づいて執行する。</p> <p>(2) 深圳及び厦門経済特区以外の企業、上海浦東新区の非生産型企業の外商投資企業と内資企業が月毎の予納を行っていた場合には、2008年第1四半期は四半期の予納を行う(注:4月15日までに申告、納付を行う)。</p> <p>(3) 従前、認可を得て連結納税を行っていた企業(注:内資の大型集団企業のみ)が、月毎に予納を行っていた場合には、2008年第1四半期は四半期の予納を行う。</p>

<p>「国家税務総局の『2008年全国税収工作要点』の印刷・発布に関する通知」(国税発[2008]1号、2008年2月3日発布)</p>	<p>「2008年全国税務工作会议」での決定事項を地方に通知したものである。税制改革については、企業所得税の収入確認・税前控除・優遇政策目録・減免税認定等の制度・規則の制定、増値税改革(固定資産購入時の還付)の全国実施案の制定、増税輸出還付と加工貿易の政策調整等が述べられている。</p>
<p>「財政部、国家税務総局の国务院企業所得税経過優遇政策実施の貫徹実施の関係問題に関する通知」(財税[2008]21号、2008年2月13日発布、同年1月1日実施)</p>	<p>新企業所得税法施行に伴う経過的優遇適用に関する法規である。 新企業所得税法での既存企業に対する経過的優遇適用については、国务院から昨年12月末に2つ通知が出ているが、これを補足する財政部と国家税務総局の通知が発布された。 国务院通知(国発[2007]39号、2007年12月26日発布・実施)では、「企業所得税法」が公布された2006年3月16日より前に登記、設立された企業で、低減税率と定期減免が適用されていた企業に対する扱いが規定されているが、半減期間の取扱いが明らかでなかった。財政部・国家税務総局の通知では、この点、次のとおり規定されている。 (1) 15%の税率が適用されていた企業 2008年：18%の税率で計算した課税額の半額を徴収 2009年：20%の税率で計算した課税額の半額を徴収 2010年：22%の税率で計算した課税額の半額を徴収 2011年：24%の税率で計算した課税額の半額を徴収 2012年：25%の税率で計算した課税額の半額を徴収 (2) 24%の税率が適用されていた企業 2008年から25%の税率で計算した課税額の半額を徴収</p>
<p>「財政部、国家税務総局の企業所得税の若干の優遇政策に関する通知」(財税[2008]1号、2008年2月22日発布、同年1月1日実施)</p>	<p>新企業所得税法の下でのソフトウェア・半導体企業や証券投資ファンドに対する優遇、外商投資企業の過年度の配当利益に対する免税等に関する法規である。 その要点は、次に掲げるとおりである。 (1) ソフトウェア産業と半導体産業の発展奨励の優遇政策 ①ソフトウェア生産企業が、増値税徴収・即時還付政策により還付された税額を、ソフトウェア製品の研究開発及び拡大再生産に使用したときは、(その所得を)課税所得とせず、企業所得税を徴収しない。 ②新設のソフトウェア生産企業は、認定により、利益獲得年度から第1年と第2年は企業所得税を免除し、第3年から第5年は半減とする。 ③国の計画配置内にある重点ソフトウェア生産企業が、当年に免税の優遇を享受していないときは、10%の税率で企業所得税を徴収する。 ④ソフトウェア生産企業の従業員訓練費用は、実際に発生した額により課税所得の計算時に控除することができる。 ⑤企業・事業単位がソフトウェアを購入し、条件に適合するときは、固定資産又は無形資産として計上することができ、主管税務機関の認定を得れば、償却期間を短縮することができる。ただし、最短2年とする。 ⑥集積回路設計企業は、上記のソフトウェア企業の企業所得税政策を享受する。 ⑦集積回路生産企業の生産設備は、主管税務機関の認可を得れば、減価償却期間を短縮することができる。ただし、最短3年とする。 ⑧投資額が80億元超又は集積回路の線幅が0.25<math>\mu</math>m(マイクロメートル)以下の集積回路生産企業は、15%の税率で企業所得税を納付することができる。そのうち経営期間が15年以上のものは、利益獲得年度の第1年度から第5年度まで企業所得税を免除し、第6年から第10年まで半減とする。 ⑨線幅が0.8<math>\mu</math>m以下の集積回路製品の生産企業は、認定により、利益獲得年度から第1年度と第2年度の企業所得税を免除し、第3年から第5年を半減とする。 ⑩2008年1月1日から2010年末まで、集積回路生産企業、パッケージ企業の投資者が、取得した企業所得税納付後の利益を直接にその企業の増資に投資し、又は他の集積回路生産企業、パッケージ企業の資本とし、経営期間が5年以上の場合、再投資部分についてすでに納付した企業所得税の40%を還付する。また、同じ期間に、国内外の経済組織が投資者として、国内から取得した企業所得税納付後の利益を中西部地区に設立する集積回路生産企業、パッケージ企業又はソフトウェア製品の生産企業の資本として投資し、経営期間が5年以上の場合は、再投資部分についてすでに納付した企業所得税の80%を還付する。ただし、いずれも5年未満で投資を引き揚げた場合は、すでに還付した企業所得税を追納する。 (2) 証券投資基金の発展奨励の優遇政策 ①証券投資基金が証券市場から取得した収入(株式・債券売買の差額収入、株式</p>

	<p>の配当金収入、債権の利息収入等)、② 投資者が証券投資基金の分配により取得した収入、③ 証券投資基金の管理者が基金を運用して得た株式・債券売買の差額収入、に対しては、暫時企業所得税を徴収しない。</p> <p>(3) 外国投資者への利益配当に対する優遇政策 2007 年末までの外商投資企業の未処分利益を 2008 年以降に配当する場合は、企業所得税を免除する。ただし、2008 年以降に追加された利益を配当する場合は、企業所得税を徴収する(注:「企業所得税法」により 10%の税率で課税される。)</p> <p>(4) その他 2007 年以前に適用されていた、①就業・再就業、②オリンピック及び万博、③社会公共利益、④債務の株式転換、資産整理、組織改編、所有制改革、国有企業の株式化等の企業改革、⑤農業及び国家備蓄に係るもの、⑥その他の 6 つの面での一定期間の企業所得税優遇については、規定の方法・期間により執行する。</p>
<p>「国家税務総局の『地区を跨る経営の企業所得税合算納税徴収管理暫定施行弁法』の印刷・発布に関する通知」(国税発[2008]28号、2008年3月10日発布、同年1月1日施行)</p>	<p>本年1月15日付で発布された「省・市を跨ぐ総・分支機構企業所得税分配及び予算管理弁法」に基づいて制定された分支機構がある場合の企業所得税の納付方法についての規則を通知したもの。「主体的な生産経営機構を持つ二級分支機構」(注:その他で増値税・営業税を納付している分支機構をさすと見られる。)は、納税額全体の 50%に一定比率を乗じた税額を所在地の税務局に月毎又は四半期毎に予納し、年度末に総機構で清算するとされている。</p>
<p>「国家外国為替管理局、国家税務総局のサービス貿易対外支払税務登記試行の関係問題に関する通知」(匯發[2008]8号、2008年2月26日発布、同年4月1日実施)</p> <p>「国家税務総局のサービス貿易対外支払税徴収管理の関係問題に関する通知」(国税函[2008]219号、2008年3月6日発布、同年4月1日実施)</p> <p>「国家税務総局のサービス貿易対外支払税徴収管理の関係問題に関する補充通知」(国税函[2008]258号、2008年3月24日発布、同年4月1日実施)</p>	<p>サービス貿易での対外支払で、税務局での事前登記による支払と事後の納税を一部地区で試行することについての通知。</p> <p>4月1日から天津、上海、江蘇、四川、福建、湖南の6省市で、サービス貿易での5万米ドルを超える対外支払時の税務・外為手続が変更になった。従来は事前に税務局で納税し、その証明書をもって銀行で送金手続を行うとされていたが、それが事前に税務局に届出をし、先に銀行で送金手続を行った後で納税するという方式が変わった。これは、サービス貿易の発展を促進する政策の一環として採られたもので、納税手続が後になっただけでなく、納税申告時の税務局の審査も簡素化されるものと期待される。</p> <p>この手続変更は、上記表中の国家外国為替管理局と国家税務総局の3通知によるもので、要点をまとめると次に掲げるとおりである。</p> <p>(1) 対象企業・銀行 天津、上海、江蘇、四川、福建、湖南(試行地区という。)に登録している国内企業が、試行地区の外為指定銀行を通じて支払う場合</p> <p>(2) 対象項目 運輸、観光、通信、建築据付及び労務請負、保険、金融サービス、コンピュータ・情報サービス、権利使用・許可、体育・文化及び娯楽サービス、その他の商業サービス、政府医サービス等の取引で発生する対外支払。ただし、運輸のうち国際海上運賃、金融サービスのうち利子を除いたもの。</p> <p>(3) 対象金額 5万米ドル超。5万米ドル以下のサービス貿易の対外支払は従来どおり(契約書又はインボイスを銀行に提出する。)である。</p> <p>(4) 手続フロー ①「国内機構サービス貿易対外支払税務届出表」(以下「届出表」という。)を取得する(届出表のフォームは、主管の国家税務局窓口又は省・市の国家税務局のホームページからダウンロードする)。 ②届出表4通(原本1通と写3通)と契約書2通(写)を主管国家税務局に提出する。主管国家税務局は捺印の上で2通(原本1通と写1通)を交付する。 ③その届出表2通と契約書、インボイス及び関連証書類を外為指定銀行に提出し、対外支払を行う。銀行は、1通(写)を返却する。 ④主管国家税務局への届出後7日以内に、主管国家税務局、主管地方税務局で申告納税し、又は関係の税務事項について説明をする。</p> <p>なお、1つの契約書で複数回の対外支払を行う場合、契約書の提出は初回のみで、2回目からは届出表のみでよい。</p>
<p>「国家税務総局の『企業所得税査定徴収弁法』(試行)の印刷・発布に関する通知」(国税発[2008]30号、2008年3月6日発布、同年1月</p>	<p>帳簿のない企業や納税申告が不適切な企業(いずれも居住者企業)に対して、税務局が一定の課税所得率で課税額を査定することに関する法規である。「企業所得税法」の施行により、2000年の「企業所得税査定徴収暫定施行弁法」に代わって制定されたものである。広東省ではこの暫定施行弁法に基づいて2006年から来料加工廠への企業所得税課税が強化されているが、新弁法によって扱いが変</p>

1日施行)	わると見られる。
「国家税務総局の輸出税額還付詐欺企業への輸出税額還付処理停止の関係問題に関する通知」(国税発[2008]32号、2008年3月25日発布、同年4月1日実施)	増値税輸出税額還付を詐取した企業に対する罰則である。詐取した金額に応じ、半年から3年まで税額還付を停止し、その間は自営輸出だけでなく、委託・代理による輸出でも税額還付を行わない。
「国家税務総局の土地使用者が土地使用権を土地所有者(国又は農村集団)に返還する際に、県級以上の地方人民政府の土地使用権回収の正式文書を提示すれば、土地収用補償費の源泉に関わらず、営業税を徴収しないとした。	土地使用者が土地使用権を土地所有者(国又は農村集団)に返還する際に、県級以上の地方人民政府の土地使用権回収の正式文書を提示すれば、土地収用補償費の源泉に関わらず、営業税を徴収しないとした。
「国家税務総局の不動産開発企業所得税予納問題に関する通知」(国税函[2008]299号、2008年4月7日発布、同年1月1日実施)	不動産開発企業(居住者企業)が建物等の完成前に予約販売で取得した収入について、一定の予測利益率で予測利益額を計算、企業所得税を予納することを定めた。予測利益率は、省・自治区・直轄市・計画単列市の人民政府所在地の市街地と郊外は20%以上、地級市(省のすぐ下の市)等の市街地と郊外は15%以上、その他は10%以上とされている。
「国家税務総局の外資企業のみなし内販貨物仕入税額控除の関係問題に関する通知」(国税函[2008]265号、2008年4月9日発布、同年4月1日実施)	対外貿易企業(注:外商投資企業を含む。)に対する増値税徴収管理強化に関する通知、貨物を購入した場合には、内販・輸出に関わらず、購入先から取得した増値税専用発票について規定の期限(注:発行日から30日)内に税務局で認証を受けること等が規定されている。
「生産企業が正式に生産を開始する前に同類の製品を委託加工して回収することに係る輸出税額還付問題に関する国家税務総局の通知」(国家税務総局2008年1月8日発布)	生産企業が正式に生産を開始する前において加工した製品と正式に生産を開始した後の自社製品とが同類製品にあたり、回収した後に輸出し、かつ、初めて輸出する場合には、「国家税務総局の輸出製品を自社製品とみなして税還付することに関する問題についての通知」第4条第(2)項に規定される制限を受けず、また、輸出する上記製品が当該通知第4条のその他の条件(第(2)項を除く)を満たす場合には、主管税務機関は、厳格な審査を前提として、自社製品とみなして輸出税還付(免税)をすることを定める。
「国家税務総局の輸出企業の輸出外貨回収照合書提出期限の関係問題に関する通知」(国税発[2008]47号、2008年5月5日発布、同年6月1日実施)	増値税輸出還付手続に要する輸出外貨回収照合書(「出口収匯核銷單」)の提出期限を輸出後180日から210日に延長した。
「国家税務総局の企業国産設備購入企業所得税投資控除政策の執行停止問題に関する通知」(国税発[2008]52号、2008年5月16日発布、同年1月1日実施)	外商投資企業への旧企業所得税法に基づく国産設備購入時の所得控除の優遇を1月1日に遡及して停止した。 「外商投資産業指導目録」の奨励類プロジェクトと制限乙類プロジェクトに該当する外商投資企業は、昨年まで国産設備を購入した場合に、投資額の40%を上限として当年度の企業所得税の前年度比増加額から控除することが定められていたが、この優遇措置が廃止された。国家税務総局通知によるもので、本年1月1日に遡って実施される。
「財政部・国家税務総局の一部植物油の輸出税額還付取消に関する通知」(財税[2008]77号、2008年6月3日発布、同年6月13日実施)	植物油36品目(HS1507~1517)の増値税輸出還付の取消を定める。
労働	
「中華人民共和国労働争議調停仲裁法」(国家主席令10期第80号、2007年12月29日、2008年5月1日施行)	労働争議の処理の手順と条件を定めた法律である。従来の関係法令に比べ、調停機関が拡大されたこと、工会の役割がより明確にされたこと、雇用単位が労働報酬、労災医療費、経済補償又は賠償金を支払わない場合の労働者保護の規定が設けられたこと等が特徴である。

<p>「労働社会保障部の職員・労働者の年間月平均労働時間及び賃金換算問題に関する通知」(劳社部発[2008]3号、2008年1月3日発布)</p>	<p>2008年からの祝日・記念日の変更に伴い、新しい法定基準労働時間と賃金計算方法を定めた。          年間基準労働日：365日－104日(休日)－11日(法定祝日・記念日)＝250日          月間基準労働日：250日÷12＝20.83          ＊基準労働時間は、上記にそれぞれ8時間を掛ける。          1日当たりの基準賃金：月賃金収入÷月賃金計算日数          1時間当たりの基準賃金：月賃金収入÷(月賃金計算日数×8時間)          ＊月賃金計算日数は、(365日－104日)÷12か月＝21.75日</p>
<p>環境保護</p>	
<p>「中華人民共和国水污染防治法」(国家主席令第87号、2008年2月28日改正法公布、同年6月1日施行)</p>	<p>水環境保護の目標達成状況により地方政府と責任者の評価を行うこと、「排污許可証」の取得義務を明記したこと、汚染者の第三者賠償責任等、罰則を強化したことが改正の主要点である。</p>
<p>「2008年第一次『高汚染、高環境リスク』製品目録」(国家環境保護総局、2008年2月26日発布)</p>	<p>高汚染製品は生産過程での汚染がひどく、回復が難しいもの、高環境リスク製品は生産・輸送・貯蔵過程で汚染事故を発生しやすく、環境と人の健康に危害を及ぼしやすいものとされる。全141種類で、うち農薬、塗料、電池、有機化合物の39種類について増値税輸出還付の取消と加工貿易禁止を提案している。目録：<a href="http://www.zhb.gov.cn/xcyj/zwhb/200802/t20080226_118672.htm#">http://www.zhb.gov.cn/xcyj/zwhb/200802/t20080226_118672.htm#</a></p>
<p>通商</p>	
<p>「価格違法行為行政処罰規定」(国务院2008年1月13日公布・施行)</p>	<p>2006年5月1日に施行された同規定を一部改正した。価格違法行為への罰則を強化し、業界団体の価格違法行為への罰則も強化された。</p>
<p>司法</p>	
<p>「全国各省、自治区及び直轄市の高級人民法院及び中級人民法院による第1審民事事件の管轄に係る標準」(2008年3月31日公布、2008年4月1日施行)</p>	<p>全国各省、自治区及び直轄市の高級人民法院及び中級人民法院による第1審民事事件の管轄基準を定めた。北京市の高級人民法院は訴訟額が2億元以上の第一審民事事件及び訴訟額が1億元以上で、かつ、当事者の一方の住所地が本管轄区にない、又は外国、香港、マカオ、台湾にかかる第一審民事事件を管轄し、中級人民法院、北京鐵路運輸中級法院は訴訟額が5000萬元以上の第一審民事事件及び訴訟額が2000萬元以上で、かつ、当事者の一方の住所地が本管轄区にない、又は外国、香港、マカオ、台湾にかかる第一審民事事件を管轄する。</p>

以上



「華南新拓展～華南における新しいビジネススキームを考える」

第11回:「保税区活用編 ⑤」

／保税区企業の仕入販売・サービス会社としての活用スキーム」

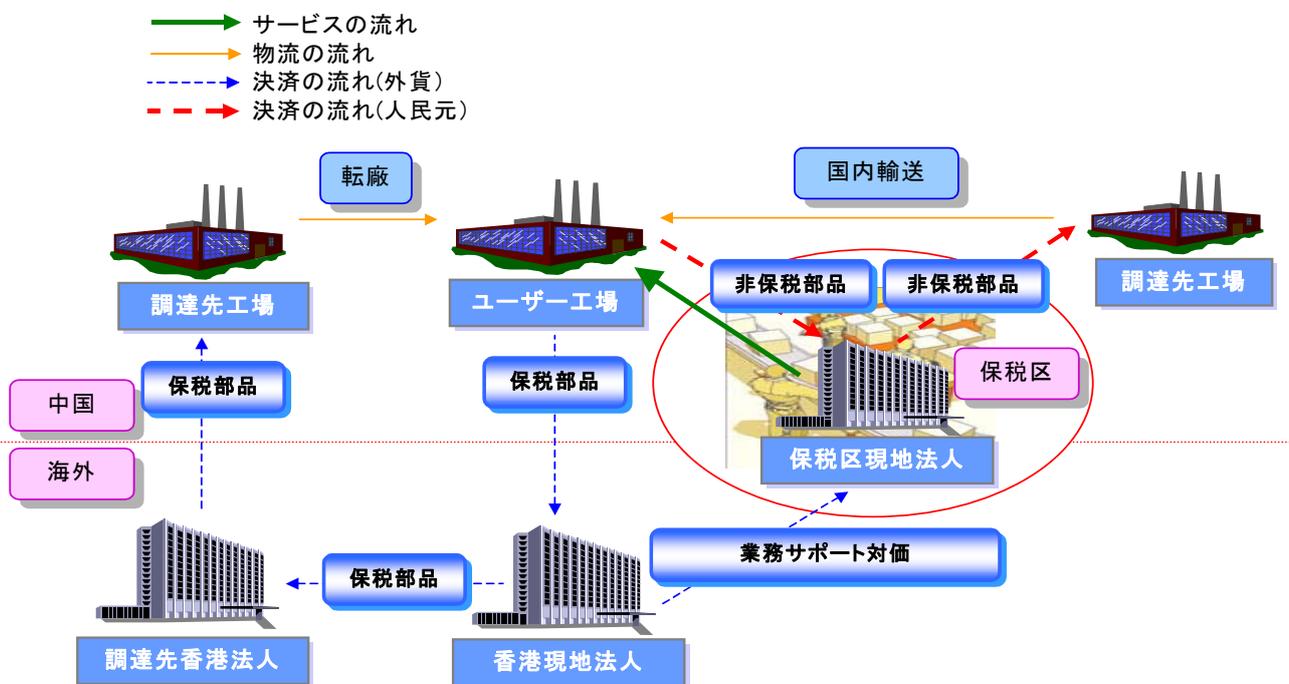
三菱東京UFJ銀行  
香港支店 業務開発室  
支店長代理 江上 昌宏

本連載では「華南新拓展」と題して、広東省を中心とした“華南における新しいビジネススキーム”を考えています。第7回から実際に華南で活用できる個別のビジネススキームを取り上げてきましたが、今回は「華南の保税区企業の仕入販売・サービス会社としての実際の活用スキーム」について考えます。

1. 華南の保税区企業の仕入販売・サービス会社の主要取引パターン

華南の保税区企業は、前回述べました通り、既存の香港現地法人が存在する場合、香港のサポート業務を中心に手掛けているケースが多いといえます。こうした取引で最も多くみられるのは、図表のパターンではないかと思えます。

図表：華南の保税区企業による主要取引パターン



(資料)三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発室作成

まず、保税取引の場合、調達先工場からユーザー工場に貨物を直送する典型的な転廠取引のパターンが考えられますが、調達先香港現法が決済ビークルとならざるを得ない調達先工場＝来料加工廠のケースもあり、外貨管理の自由な香港で決済を行う利便性が高いこと、などを理由に、香港現地法人がユーザーに部品を販売し、中国への輸入代金の外貨決済を受ける流れとなっています。また、保税区現地法人は、香港現地法人とサービス業務委託契約を締結し、ユーザーに近いところで営業サポートや納期管理面でのフォロー業務を提供します。この場合、保税区現地法人がユーザーから人民元で直接サービス対価を受け取るスキームも考えられますが（注）、通常、ユーザーに対してサービス対価を請求することが難しいため、香港現地法人から外貨で経費等を含むサービス対価を支払うスキームを採用しているケースが多くみられます。もっとも、第28号の本連載第8回の保税区活用編②／「保税区企業による転廠取引への介在スキーム」で述べました通り、保税区現地法人が香港現地法人の代わりに商取引に介在したり、中国にある調達先のIPO拠点の役割を担ったりするケースもみられますので、保税取引にも絡むスキームが考えられないわけではありません。ただし、地域によっては、送金必要書類や増値税還付手続き上の問題が生じる可能性もあるため、既存の香港現地法人が存在している場合には、保税取引の利便性を考慮して、香港での決済が主流となっているのが実情と思われます。この取引パターンの効果として、香港の業務の一部移管を図り、香港のオフィスコストや人件費抑制といった各種コストの低減を期待できることは言うまでもありません。

（注）保税区企業による中国本土企業（保税監督管理区域外企業）とのサービス貿易項目下の取引決済通貨は、2007年8月に国家外貨管理局から発表された「保税監督管理区域外貨管理弁法」（匯發【2007】52号）の第5条において、引き続き「人民元建て決済としなければならない」とされています。

一方、非保税取引（最終製品の国内販売取引）の場合、保税区現地法人が商取引に介在するパターンが多くなります。具体的には、調達先工場からユーザー工場に貨物を国内輸送しますが、保税区現地法人は保税監督管理区域の企業ながら実質的に国内商社として、貨物の国内仕入・販売業務に従事し、人民元にて決済を行うケースが多くなっています。仮に、調達先法人（中国）から香港現地法人に一旦輸出すると、輸出に関わる増値税の還付率引き下げの影響を受けることになり、再輸入時の輸入関税も課されるため、税負担が増嵩、価格競争力を失う可能性も大きいからです。これに対し、最終製品が国内販売される人民元取引であれば、企業では税負担を付加価値分の増値税負担にとどめる効果が期待できることになります。最近、華南でも徐々に国内消費財を中心に人民元取引ニーズが顕在化しつつありますので、保税区現地法人による非保税取引が増える傾向にあります。

## 2. 華南の保税区企業の仕入販売・サービス会社を最大限に活用するために

保税区企業による仕入販売・サービス会社を最大限に活用していくためには、前回（第30号）において述べました通り、商資字【2005】76号に基づいて、設立した保税区企業の経営範囲を拡大し、一般地域で幅広く業務を手掛けられるようにしておく必要があります。主な手続きとしては、商務部主管部門に対して「経営範囲の拡大申請」（保税区外での仕入販売・サービス業務範囲の追加による経営許可証内容および定款変更等）、「分公司設立申請」（登記地の保税区外にオフィスを展開する場合）、「対外貿易経営者備案登記申請」（貿易権の登記申請）、税務局に対して「増

値税一般納税人資格取得申請」などを行うこととなります。さらに、税関、税務、外貨登記またはこれらの登記変更申請なども併せて行う必要があります。保税區企業を新設する場合は、新設手続きと「経営範囲の拡大申請」と「分公司設立申請」手続きも同時に進められる地域が多くなっています。

また、既存の香港企業から保税區企業に移管する業務を定める作業も必要です。実際に、保税區企業に移管できる主な業務については、中国内でのフロント営業、物流手配、貿易事務、納期管理、検品、品質管理、PO データ入力、PO 発行、PO 受領、決済事務などの項目に分類できると思います。これらの業務の保税區への移管によるコストダウン効果と、既存の仕入先や販売先との商流・物流を勘案しながら、保税區企業に移管するか否かを判断していく必要があるでしょう。加えて、今後、中国では、移転価格税制の文書化に象徴されるように、税務当局による移転価格の調査が厳格化されていく可能性が高いと考えられます。このため、香港企業と保税區企業のサービス業務委託契約等に基づく、サービスフィー水準の設定等についても十分注意していく必要があります。

これまで2回にわたり、華南の保税區企業による仕入販売・サービス会社の活用を考えてみましたが、今回は、保税區活用編⑥として、皆様からのご質問の多い華南の保税區企業と8号令現法の仕入販売・サービス会社のそれぞれのメリット・デメリットについて考えてみたいと思います。

以 上

文章中の記載事項は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますようお願い申し上げます。その他専門的知識に係る部分については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。

(本稿は香港の週刊紙香港ポスト 2008年6月27日号掲載内容を改訂したレポートです)

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所：8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：Masahiro\_Egami@hk.mufg.jp

TEL：852-2823-6991 FAX：852-2823-6744

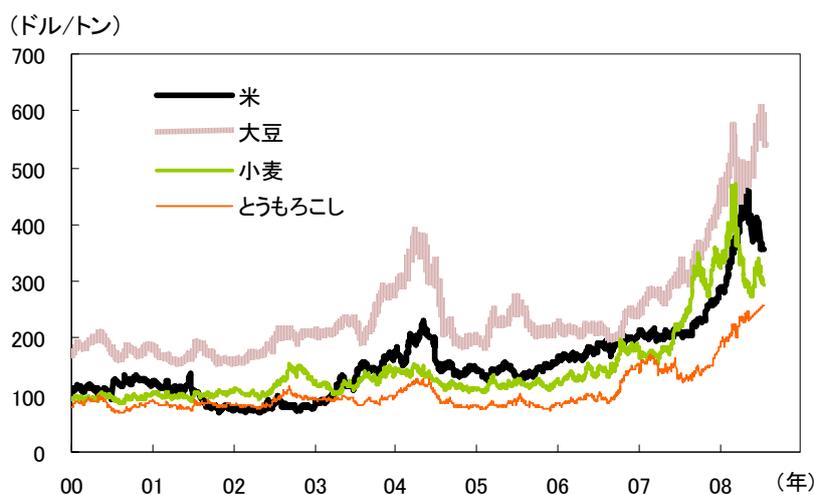


## 中国食糧供給の潜在リスクと価格統制政策の抱える問題

三菱東京UFJ銀行  
経済調査室  
香港駐在 范小晨

2006年9月以降、特に2007年に入ってから、世界主要穀物の価格が高騰している。7月中旬のシカゴ商品取引所における米、大豆、とうもろこし、小麦の価格が前年比でそれぞれ75.5%、72.7%、99.4%、28.9%の大幅上昇となった(図1)。国際食糧価格が急騰する中で、米と小麦の生産量と消費量がいずれも世界一である中国の食糧需給状況は幅広い注目を集めている。本稿では中国の食糧需給状況をまとめると共に、食糧供給面の潜在リスク、価格統制政策がもたらした問題、中国食糧価格の今後、などについても分析してみた。

図1: 主要食糧の国際価格動向

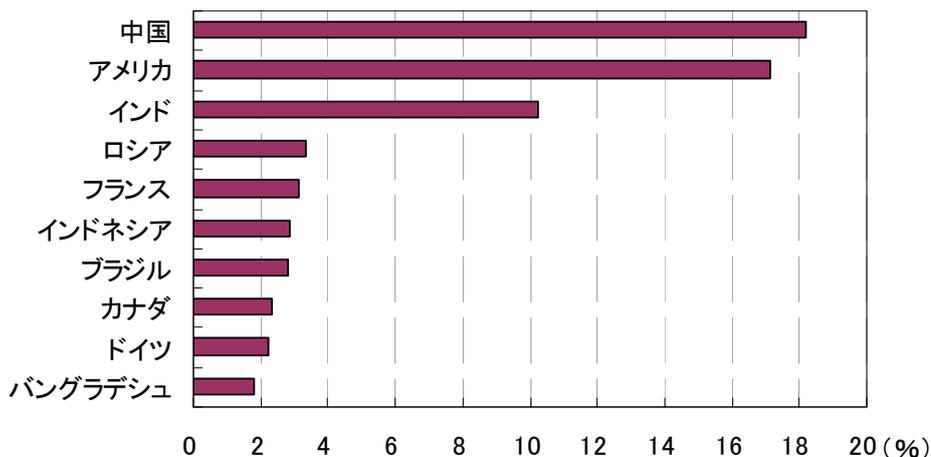


(資料) CEIC他より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

### 1. 近年の穀物生産量は増加基調

近年、世界穀物の生産量や備蓄量が減少する中で、中国では豊作により2004年から2007年まで4年間連続で穀物生産量増加を保ってきた。国連食糧農業機関 (FAO) によると、2004年の中国穀物生産量は世界の18.2%を占め、世界トップとなっている(図2)

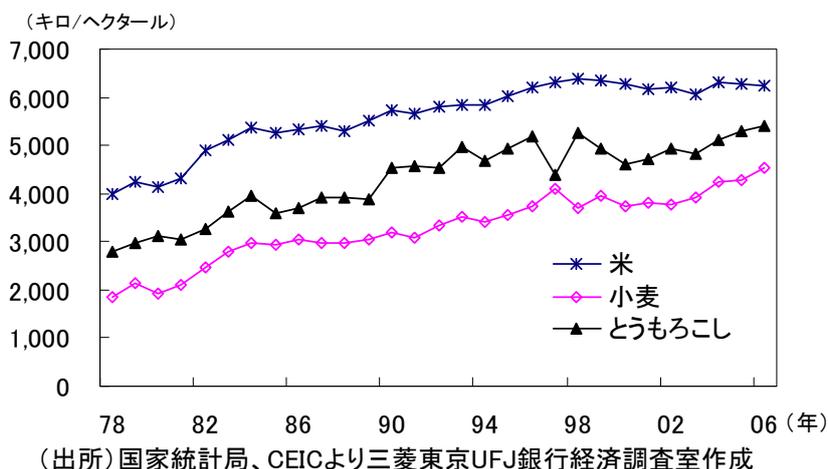
図 2: 世界穀物生産量上位 10 ヶ国のシェア(2004 年)



(注) 穀物には米、小麦、とうもろこしを含む  
(出所) 国連食糧農業機関より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

国連食糧農業機関の生産効率を示すヘクタール当たりの穀物生産量データによれば、先進国と発展途上国がそれぞれ7トンと2~3トンの水準となっており、経済発展レベルによって生産効率に大きな格差がある。中国における穀物のヘクタール当たり生産量の推移を見ると、近年、単位面積生産量は増加基調となっている(図3)。需要の拡大で増産し、結果として生産性が向上しているためとみられる。

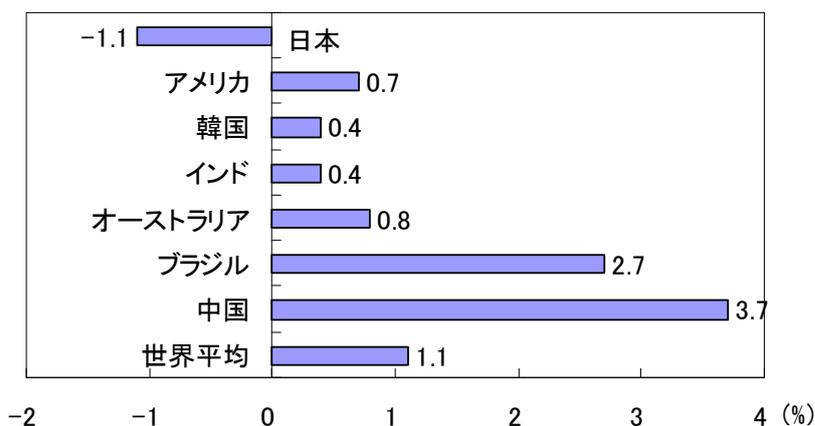
図 3: 中国の穀物単位面積生産量



(出所) 国家統計局、CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

穀物のみならず、大豆、イモ類などを含む食糧の一人当たり生産量も1996年から2005年までの期間において、平均で3.7%増加している。世界平均の同1.1%、米国の同0.7%と比べて遥かに高い増加率を維持しており、世界の食糧生産にプラスの影響を与えている(図4)。

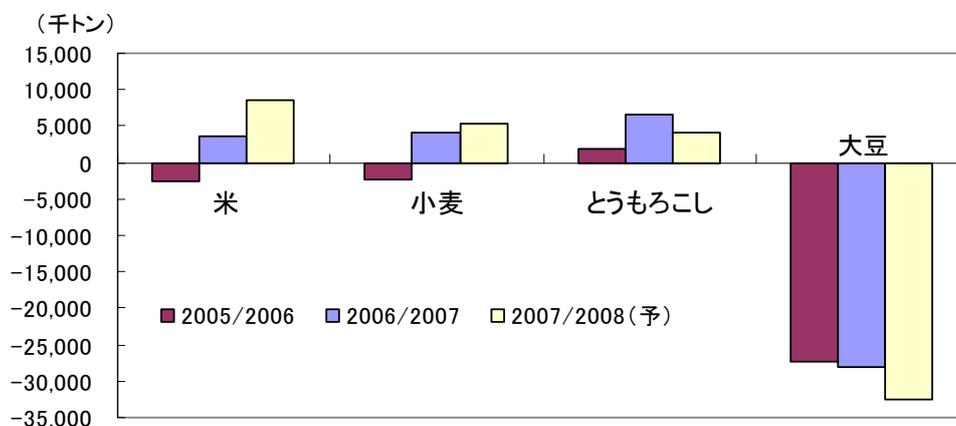
図4: 国別一人当たり食糧生産量の年平均増加率(1996~2005年)



(出所) 国連食糧農業機関より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

国内の需給バランスをみると、主要穀物、米、小麦、とうもろこしについては2005年以降、生産量が消費量を上回り、需給バランスが改善されてきた(図5)。1979年から26年間にわたって国連食糧計画(WFP)の食糧支援を受けてきた中国は、2005年に食糧の自給自足を実現して、米国、EUに続く世界第3位の食糧援助提供国へと変身した。

図5: 中国における主要食糧品目の生産消費ギャップ



(注1) 小麦の年度は6月から翌年5月まで、その他の品目の年度は10月から翌年9月までとして計算  
 (注2) 生産消費ギャップは当年生産量から国内消費を差し引いたもので在庫分・輸出入分は含まず  
 (注3) 2007/2008年度の数字は国家糧油情報センターの予測値を使用  
 (出所) 国家発展改革委員会、国家糧油情報センターより三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

## 2. 穀物増産余力は限定的、生産コストも上昇

豊作により国内需給バランスが保たれているとはいえ、今後、中国の食糧供給は減少に転じるリスクも潜めている。

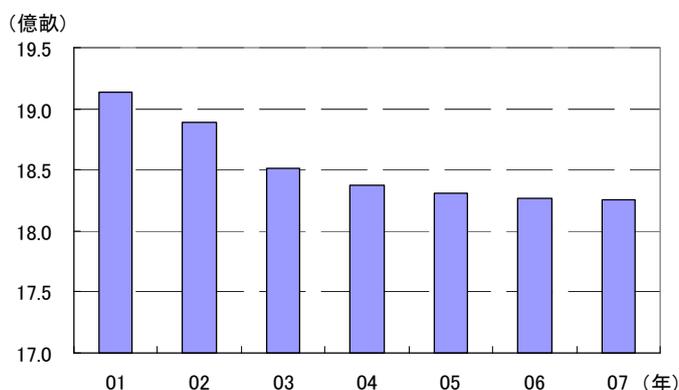
(1) 都市化により難しくなった耕地と灌漑用水の確保

経済発展により都市化が進み、中国の都市化比率は1990年に26.4%、2001年に37.7%、2006年に43.9%と急ピッチで上昇してきた。しかし、それは同時に耕地面積の減少をもたらしている。国土資源部の統計によれば、急速な都市面積の拡張と盛んな不動産開発によって、耕地面積は2000年以降急速に減少しており、2007年は18.26億畝（1畝＝約667㎡）と、国が定めた18億畝の最低耕地面積保有ラインに迫ってきている（図6）。

また、工業化、都市化の進展による水使用量の増加や環境破壊の影響で、中国の水不足問題も深刻化してきた。全国計656の都市の中で、110が既に「厳しい水供給不足」の状況に陥っていることも最近の中国政府発表で明らかになった。国家統計局の発表によれば、1990年以降、耕地有効灌漑面積の前年比増加率が低下傾向を辿っている（図7）。

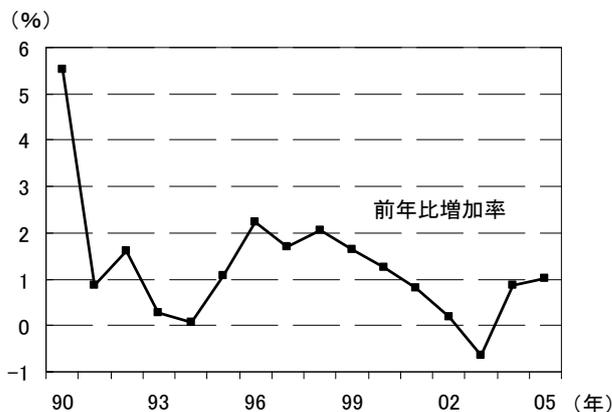
今後、耕地面積と灌漑用水の確保が難しくなる中で、中国の食糧増産は維持できなくなるリスクもある。

図6：中国耕地面積の推移



(注)1畝＝約667㎡  
(出所)国土資源部「2007年中国国土資源公報」より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図7：耕地有効灌漑面積の増加率



(出所)国家統計局、CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(2) 価格統制政策による生産量減少のリスク

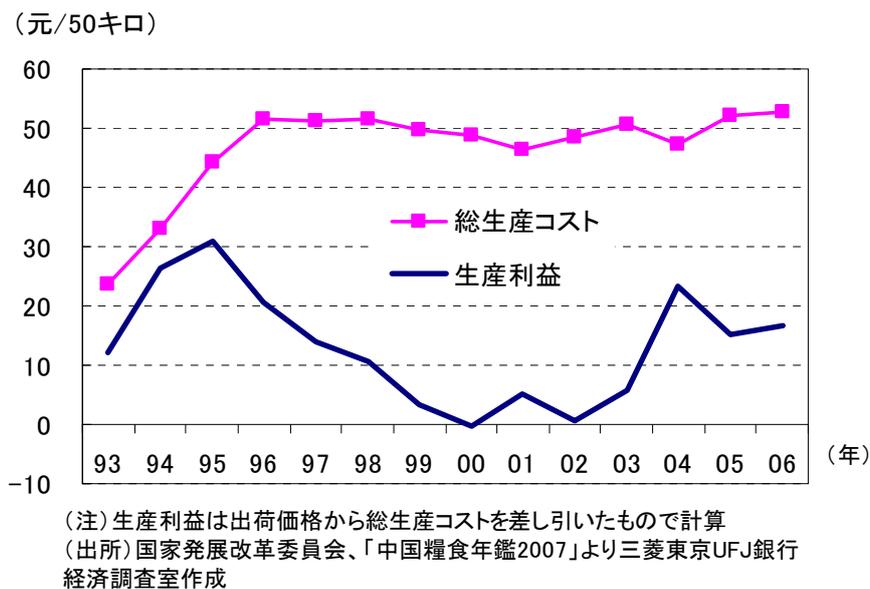
中国の農業分野においても急速な市場化が進んできたにもかかわらず、中国穀物の生産流通に関しては、政府所轄の食糧局が農家から買い上げて市場に供給するルートが主流であり、食糧流通の政府統制の色合いが依然として強い。

政府の買い付け価格が低い水準に設定されているため、生産コストが上昇しても国家発展計画委員会の同意なしでは買い付け価格と小売価格の引き上げができない仕組みとなっている。

国家発展改革委員会の統計によると、1993年に50キロ当たり約24元であった食糧生産コストは2006年には約52元へ上昇し、農薬・肥料関連費用や人件費などの増加による生産コスト上昇は著しい。また、同統計の食糧出荷価格から総生産コストを差し引いたもので生産利益の推移をみると、農業税撤廃や補助金給付など中国政府の農業支援措置があったにもかかわらず、50キロ当たりの食糧生産利益がピークをつけた1995年の30.8元から2006年の16.6元へ低下していることが明らかになった（図8）。

食糧出荷に関しても、国家食糧局の買い付けチームは一定の場所で食糧を収集し、収集場所までの運送料も農家払いとなっているため、農家の費用負担が大きい。食糧生産収益の低下と出荷の不便などが農家の生産意欲を損ない、食糧生産の減少を招く恐れもある。近年来、中国農村部では利益率の高い他の農作物へ転換する傾向が強い。

図8: 単位当たりの食糧生産コストと利益の推移

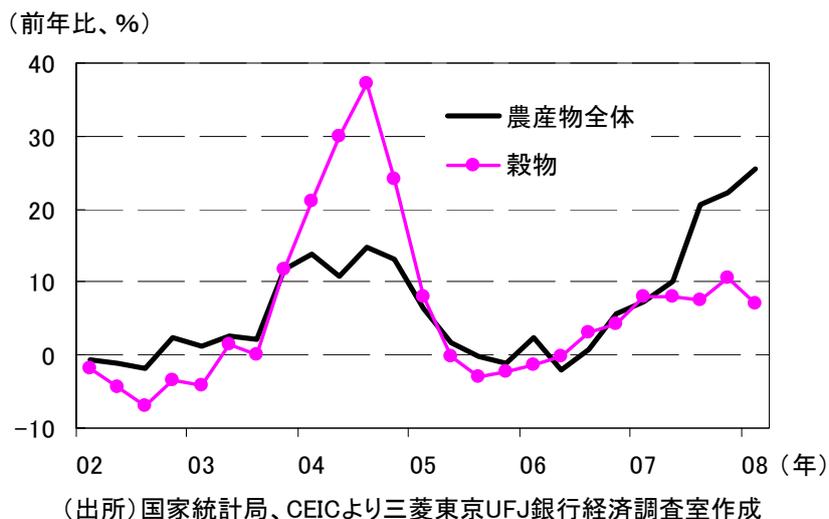


### 3. 価格統制政策の抱える問題

#### (1) 国内における一般農産物と穀物の価格差

生産コストの上昇を反映して、2006年半ばから中国農産物全体の生産者価格は急速に上昇したが、政府統制の買い上げ制度によって穀物価格は農産物全体を大きく下回っている。本年1～3月に農産物全体の出荷価格が前年比25.5%上昇したのに対して、穀物の価格は僅かに同7.1%の上昇に留まり、一般農産物と穀物の価格差が開いてきた(図9)。農家の食糧生産意欲を維持する観点からも穀物価格を引き上げる必要があると思われる。

図9: 生産者出荷価格指数の推移



## (2) 大きな食糧内外価格差による密輸出の多発

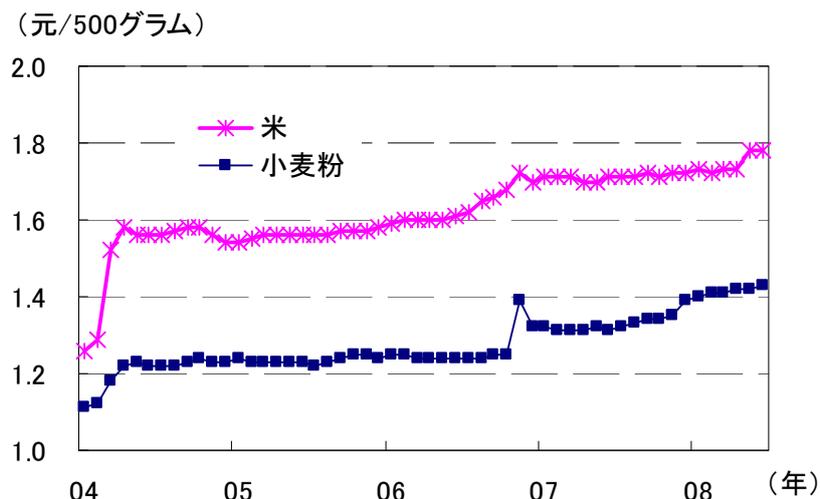
国際食糧価格の高騰を受けて、中国政府は昨年末から国内需要を優先させる政策に転じた。中国商務部は地方当局に穀物輸出を厳格に抑制する措置を取るよう要請し、食糧輸出、特に大口の輸出を厳格にコントロールするようになった。この政策を受けて、本年1～3月の穀物輸出は前年比▲72.8%の大幅減少を記録し、国際食糧供給の逼迫にも幾分影響を与えている。

なお、国家发展改革委員会価格観測センターの統計によれば、国際価格の高騰にもかかわらず、中国主要36都市の穀物小売価格は、政府のコントロールにより安定的な推移をしている。現在、500グラム当たりの米と小麦粉の小売価格が1.78元と1.43元となっており、国際価格の三分の一程度の低い水準に留まっている(図10)。

一方で、世界的な穀物供給不足の懸念が高まる中で、このような国内と海外の大きな穀物価格差は中国から海外への密輸出を招いている。

中国税関当局は穀物類の輸出を厳しく制限し、食糧輸出企業への検査・監督強化に乗り出したが、4月以降も輸出許可のない企業や認可企業の穀物密輸出事件が数多く摘発されたと報道されている。密輸出のコントロールが難しくなり、国内食糧消費に影響が出ることとなれば、内外価格差の是正を迫られよう。

図10: 中国36主要都市での穀物小売価格



(出所) 国家发展改革委員会価格観測センター、CEICより  
三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

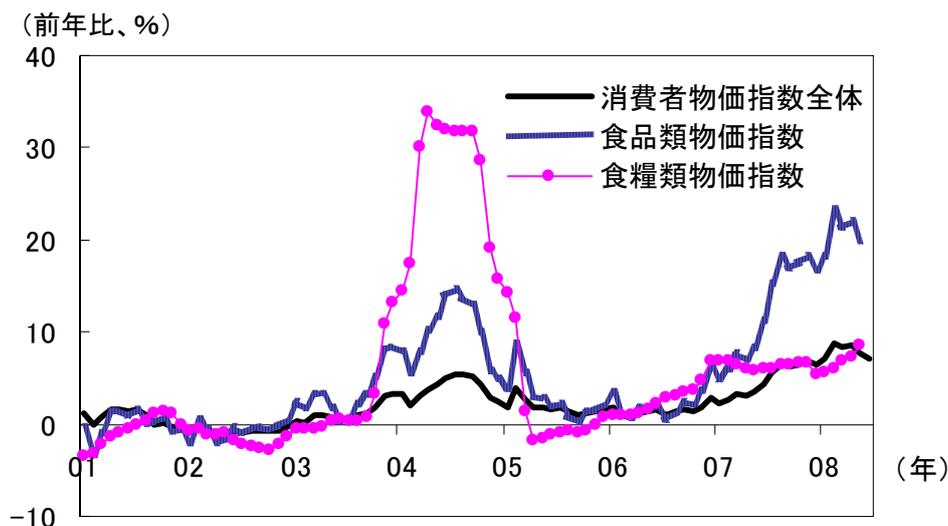
## 4. 食糧価格引き上げの可能性は当面低い

価格統制政策は「産出価格<生産価格」の逆鞘現象に拍車をかけており、農村の生産効率の低下や密輸出の増加を通じて国内の食糧需給を逼迫させる悪循環を引き起こし、いずれ小売価格の引き上げに踏み切らざるを得ないという面は否定できないだろう。しかし、インフレという深刻な問題を抱える中国にとって、食糧価格引き上げは直ぐに取りづらい選択だ。

現在、中国の消費者物価は食品類消費者物価より低い上昇率に抑えられているのは、食糧物価<sup>(注1)</sup>が統制されているためであり、今後、国内の生産消費バランスが逼迫することがあっても、インフレが進む中で食糧価格の大幅な値上げを実施する可能性は低いとみる(図11)。

(注1) 食糧物価は、中国消費者物価指数(CPI)の中の食品類物価を構成する十数項目の一つである。

図 11: 中国消費者物価指数の品目別推移



(注) 月次データを使用

(出所) 国家統計局、CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

## 5. むすび

総じて、近年の中国食糧生産量は増加基調にあり、需給の均衡が保たれている一方で、先述の通り、経済発展による都市化の進展が耕地と灌漑用水の確保を難しくしていること、また穀物の小売価格が政策により低く抑えられており、農家の食糧生産収益低下が生産意欲低下と減産を招いたり、密輸につながったりするなど将来の供給不足の懸念は大きい。しかし、生産増加のために必要な穀物小売価格の引き上げは目下のインフレでは取りづらい政策であり、中国の食糧動向は引き続き厳しい状況が続くとみられる。

(以上)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報) : [http://www.bk.mufg.jp/rept\\_mkt/index.html](http://www.bk.mufg.jp/rept_mkt/index.html)



## 中国半導体業界の動向と今後の展望

三菱東京UFJ銀行  
企業調査部 香港駐在  
調査役 山内 佑介

“世界の電子機器工場”である中国は、半導体の世界需要の約3割を占める一大消費地である反面、政府の支援策が後手に回ってきたことや先端設備の調達規制があったために、半導体生産額が小規模にとどまっている。しかしながら、近年、優遇税制が整備されるなど生産拡大に向けた環境が整備されつつあり、今後の動向が注目される。そこで、本稿では、中国半導体業界の現状について整理するとともに今後の展望について纏めた。

### 1. 中国半導体産業の概要

#### (1) これまでの歴史

##### ◇政府の産業振興策への注力が韓国や台湾などに比べて出遅れ

中国半導体産業について振り返ってみると、1960年に国産ICを開発したものの、本格的に最先端技術の国産化に乗り出したのは、半導体の国策企業として華虹NECを設立した1996年の「909プロジェクト」以降で、超LSI技術研究組合の設立など国を挙げて技術開発、企業の育成に注力してきた日本などと比べて、政府の産業振興策への注力が大幅に出遅れていた（図表1）。

更に、先端設備の調達障壁（詳細後述）が存在したことに加え、優遇税制などの整備も進まなかったことから<sup>(注)</sup>、国の支援を受けながら成長してきた韓国・台湾との差が拡大、現在、韓国・台湾と比べて生産規模は約1/5にとどまっている。

(注)省市単位では半導体産業に対する独自の優遇税制を設けてきた例もある（上海市など）。

図表1：各国別にみた半導体産業の沿革

年代	主要国	中国	台湾	韓国	日本
1970～	米国	(78) 東芝より IC 製造ラインを導入	(74) IC 計画草案策定(米国の技術導入)	(74) サムスン電子設立 (79) LG 電子設立	(76) 超 LSI 技術研究組合設立(補助金等)
1980～	米国⇒日本	(86) 半導体を重点育成産業に指定	(80) UMC 設立 (87) TSMC 設立	(80) 約 4 億ドルの低金利公的資金を投入	(85) NEC が半導体出荷で世界1位に
1990～	日本	(96) 最先端技術の国産化に着手(909プロジェクト) (97) 上海華虹 NEC 設立	(90) 産業高度促進化条例が施行(営業所得税の免税、新規投資は5年間、増産投資は4年間)	(90) サムスン電子が世界で初めて 16M DRAM を開発 (92) サムスン電子が DRAM で世界シェア1位となる	(98) 松下が DRAM 事業から撤退 (99) NEC と日立製作所がエルピーダメモリを設立(DRAM 事業を統合)
2000～	韓国 台湾	(00) 国務院が第 18 号文章発表(半導体の優遇税制等) (00) SMIC 設立 (01) 第 10 次 5 カ年計画 (06) 第 11 次 5 カ年計画 (08) 企業所得税の優遇政策(半導体等)に関する通知発表	(02) 台湾企業の半導体対中投資が解禁(条件付) (06) IC 封止・測定業の対中投資が解禁 (06) 線幅 0.18μm 製造プロセスの対中投資を条件付で開放	(01) ハイニックスが債権金融機関の共同管理となる (03) サムスン電子がフラッシュメモリで世界シェア1位に (05) ハイニックスの共同管理が終了	(01) 東芝が DRAM 事業から撤退 (03) NEC と日立製作所がルネサステクノロジを設立(非 DRAM 事業を統合) (07) ソニーや NEC が先端半導体生産の外部委託を表明

(注) 網掛けは各国別に半導体産業を育成するために有効な政策、優遇税制などが打ち出された時期を示す。

(資料) 各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

(2) 特徴

① 税制面

◇2008年の企業所得税追加策により台湾のような優遇税制が整いつつある

こうしたなか、2008年2月に企業所得税の追加優遇政策が発表され(図表2)、中国でも台湾のような優遇税制が整うこととなった(注1)。

具体的にみると、企業所得税の追加優遇政策では、一定の条件を満たした場合には企業所得税が5年間免税、その後5年間は半減となるほか、固定資産の加速償却や研究開発費に関わる課税控除も認められるなど、世界的にみても優遇政策が充実している台湾と比べて見劣りしない内容となった(注2)。

(注1) 設備集約的な半導体製造ではキャッシュフロー(CF)を最新設備に再投資していくことが競争力維持の鍵となるため、同産業の育成には所得税減免や加速償却などCFに関わる免税措置が重要となる。

(注2) 日本の場合、こうした優遇措置はなく、一般的な企業と同様に40.87%の法人税等が適用される。

図表2：半導体産業に関わる中台の税制比較

	中国	台湾
所得税率	◇25% (一部で15%となる) ✓投資額80億RMB超或いは回路線幅0.25 $\mu$ m以下の企業で経営期間が15年以上の場合、税率15%で黒字化から5年間は免税、その後5年間は半減徴収となる。 ✓集積回路線幅が0.8 $\mu$ m以下の企業は、2免3減を適用できる。	◇25% (科学工業園区内20%) ✓ただし、産業高度化促進条例に該当する業種(半導体等)については、新規投資で5年間、増資で4年間免税となる。
固定資産の加速償却	◇3年(主管税務機関の許可取得が条件)	◇なし
研究開発の促進策	◇あり ✓半導体など奨励業種で指定されている企業の場合、新製品や新技術、新製造方法の開発に要した研究開発費を課税所得額より控除できる。	◇あり ✓一定の条件を満たせば、政府が研究開発費の40%相当の補助金を提供。 ✓研究開発に関わる支出した金額の35%を5年間所得税額から控除、また、当該支出が直前2年度の平均支出を上回る場合、超過分の50%を限度に合算控除できる。

(注)台湾の「産業高度化促進条例」は2009年に期限切れとなるため、その後継である「産業發展基本法」「産業創新加値条例」「産業園区設置管理条例」から成る産業三法が現在討議されている。

(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

②半導体製造装置の調達

◇中国で半導体メーカーが最先端の設備を調達することは依然として困難

一方で、生産に欠かせない製造設備の調達では依然として課題も存在している。中国では、地域の半導体製造装置メーカーが殆ど存在しないため、中国の半導体メーカーは、製造装置調達の大半を日本や欧米からの輸入に依存している。

もっとも、ワッセナー条約(注)による制限から、中国の半導体メーカーが最先端の製造設備を調達することはそもそも困難であるうえ、台湾では半導体産業に関して対中投資規制があり、現在でも投資内容が2000~2001年頃に主流であった回路線幅0.18 $\mu$ m(=180nm)、8インチウェハまでに限られるなど、中国で操業する台湾メーカーでは一世代以前の製造設備すら調達できない状況にある。

(注)軍事転用可能な民生品の輸出管理を目的として1996年に制定された国際条約で先端材料や材料加工(工作機械、ロボット)、エレクトロニクス製品(半導体、センサ、レーザー)などが含まれている。

## 2. 業界動向

### (1) 市場動向

◇電子機器の生産拡大に伴い需要増加が続いているが、自給率は依然として低い

2007年の世界半導体市場は、単価下落を数量の伸びがカバーし、4年連続で過去最高を更新した。年後半に全体の1割強を占めるDRAMの価格急落から伸びは鈍化したが、PCや携帯電話など電子機器の需要増加を背景に市場は拡大基調を維持し、2007年の世界半導体出荷額は2,556億米ドルに達した(図表3)。

特に、アジア地域における半導体需要の半分以上を占める中国は、こうした電子機器の需要増加、及びノートPCや携帯電話といった電子機器生産における位置付けの高まりを背景に、2001年のIT不況以降、年30%のペースで市場が拡大しており、足元では、世界出荷額の3割超を占める水準にまで達するなど、世界の半導体需要地となっている。

もっとも、中国における半導体生産に目を転じると、先述したような最先端設備に関わる規制等の要因もあって、日本や米国、韓国などに比べて半導体の生産額自体は大幅に見劣りしており、自給率は1~2割程度にとどまっている模様。

図表3：半導体の世界市場動向

(百万USD、百万台)

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	01-07/年
世界出荷額 (伸び率)	138,963 (▲32%)	140,713 (1%)	166,426 (18%)	213,027 (28%)	227,484 (7%)	247,716 (9%)	255,645 (3%)	10.7% —
アジア・太平洋 (伸び率)	39,820 (▲22%)	51,156 (28%)	62,843 (23%)	88,781 (41%)	103,391 (16%)	116,482 (13%)	123,492 (6%)	20.8% —
中国 (対世界比率)	13,901 10%	20,937 15%	29,991 18%	46,506 22%	57,997 25%	67,670 27%	78,835 31%	33.5% —
日本	33,148	30,494	38,942	45,757	44,082	46,418	48,845	6.7%
北米	35,778	31,275	32,331	39,065	40,736	44,912	42,336	2.8%
欧州	30,216	27,788	32,310	39,424	39,275	39,904	40,972	5.2%
デスクPC生産台数	104	106	105	116	146	157	171	8.7%
うち、中国 (対世界比率)	24 23%	46 44%	49 46%	52 45%	71 49%	81 52%	96 56%	26.0% —
ノートPC生産台数	25	29	38	46	63	79	101	26.1%
うち、中国 (対世界比率)	2 7%	7 22%	19 52%	34 74%	53 84%	68 86%	87 86%	92.7% —
携帯電話生産台数	332	371	483	602	759	974	1,057	21.3%
うち、中国 (対世界比率)	73 22%	106 29%	185 38%	282 47%	391 52%	571 59%	599 57%	42.0% —
液晶TV生産台数	1	1	4	9	20	45	79	96.3%
うち、中国 (対世界比率)	0 14%	0 14%	0 10%	1 10%	2 10%	18 39%	28 35%	127.5% —

(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

(2) 業界構造

① 概要

◇ 設計乃至は後工程を担当する企業が大半を占める

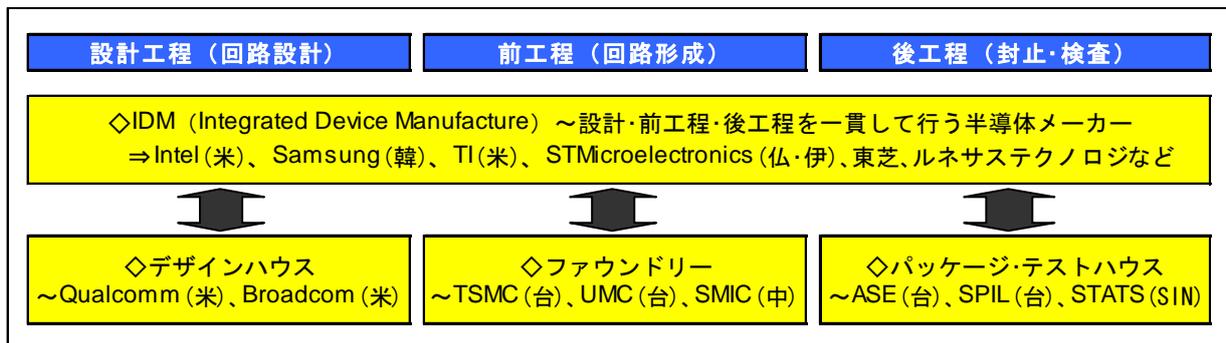
半導体メーカーでは、自らのブランドを有し、かつ全ての製造工程を一貫して行う垂直統合型の IDM (Integrated Device Manufacture) のほか、設計、前工程、後工程など製造工程の一部を請け負うデザインハウス、ファウンドリー、パッケージ・テストハウスといった業態が存在する(図表 4)。中国の半導体関連企業は 651 社(2006 年)存在し、そのうち集積回路(IC)関連が 385 社、個別半導体関連が 266 社であるが(図表 5)、IC の工程別の参入企業数では、前工程は少なく、設計工程や後工程の企業が大半を占めている模様。

これは、先述の通り、中国の場合、半導体産業の育成で日本や韓国、台湾などに比べて出遅れたために、(ア)中国メーカーのなかに IDM が存在しないうえ、(イ)前工程は設備集約的な性格が強いことから海外の半導体メーカーも日本や米国、韓国など自国に製造拠点を設立することが多かったため。加えて、台湾において半導体産業の対中投資に厳しい規制が存在することも中国で前工程製造の集積が進まなかった要因の一つといえよう(注)。

なお、半導体メーカーの集積地域についてみると、台湾 EMS がノート PC などの組立拠点を集積させていることや、先述の通り、省市単位で優遇税制が整備されていたことなどから、全ての業態で長江デルタ地域における集積が大きい。

(注)一方、EMS(電子機器の製造受託)メーカーなど先端設備の対中投資規制に該当しない台湾メーカーは、中国大陸での電子機器(ノート PC、モニタなど)生産を拡大、主力製品の大半を製造している。

図表 4：半導体の製造工程と各業態の位置付け



(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

図表 5：業界構造

	販売額 (億RMB)	比率	企業数 (社)	従業員 (千人)	企業の所在エリア(構成比)			
					渤海	長江	珠江	その他
集積回路(IC)	1,006	100%	385	223	2-3割	6割超	1割	1割未満
半導体設計	186	19%			2割	5割超	2割	1割未満
前工程製造	324	32%			1割前後	8-9割	1割未満	
後工程製造	497	49%			3-4割	5割	1割	1割未満
個別半導体(Discrete)	721	-			266	88		

(注)渤海エリアは北京市、天津市、河北省、遼寧省、長江デルタは上海市、江蘇省、浙江省、珠江デルタは広東省。

(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

②参入企業

◇海外メーカーが上位を占める一方、中国メーカーは世界的にみても規模は小さい

参入企業をみると、回路設計工程では上位10社全てが中国メーカーである一方で、前工程及び後工程製造では海外メーカーの進出が目立つ(図表6)。例えば、後工程製造をみると、飛思卡尔(Fairchild)や奇夢達(Qimonda)など上位10社のうち8社が海外メーカーであるし、前工程製造でも、中芯国際集成电路製造(SMIC)が1位であるが、上海華虹NECや無錫海力士意法半導体(Hynix-ST Semiconductor)など上位10社のうち4社が海外メーカーである。

後工程製造の海外メーカーの場合、多くの企業が半導体の一大消費地である中国でユーザーへの短納期対応や検査工程に要する多くの労務コストの圧縮などを目的に進出、具体的には、欧米(Intel、AMDなど)や日本(東芝、富士通、松下電器産業など)、韓国(Samsung)などの大手IDMや台湾などのパッケージ・テストハウスが中心となっている。

一方で、前工程製造については、既述の通り、設備投資に関わる規制や優遇施策の整備の遅れなどから、他地域に比べて集積が進んでおらず、中国メーカーでは最大手の中芯国際も、世界的にみれば、東芝など大手IDMと比べて小規模にとどまるのは勿論のこと、ファウンドリー2位のUMCと比べても半分程度の売上となっている(図表7)。各社の生産動向について仔細にみると、旧世代の8インチウェハを用いたラインが大半を占め、現在の最先端設備である12インチウェハを採用、量産に乗り出している企業は、現状、中芯国際と海力士意法の2社に限られている。また、微細化でも、現在、両社が回路線幅90nmの技術を導入することとどまっている模様(注)。

(注)線幅90nmは2世代前の技術レベルで、現在、大手IDMなどは45nm技術での量産に乗り出している。

図表6：参入企業（中国）

(単位:億RMB)

	回路設計			前工程製造			後工程製造		
	企業名	売上高	比率	企業名	売上高	比率	企業名	売上高	比率
①	珠海炬力集成电路設計	13	7%	中芯国際集成电路製造	114	35%	飛思卡尔半導体	108	22%
②	中国華大集成电路設計	12	6%	上海華虹NEC電子	40	12%	奇夢達科技(蘇州)	69	14%
③	北京中星微電子	10	5%	華潤微電子(控股)	38	12%	威訊綜合半導体(北京)	44	9%
④	大唐微電子技術	9	5%	無錫海力士意法半導体	24	7%	深賽意法微電子	35	7%
⑤	深圳海思半導体	9	5%	和艦科技(蘇州)	24	7%	江蘇新潮科技	32	6%
⑥	無錫華潤砂科微電子	8	5%	首鋼NEC電子	19	6%	上海松下半導体	31	6%
⑦	杭州士蘭微電子	8	4%	上海先進半導体製造	14	4%	英特尔產品(上海)	26	5%
⑧	上海華虹集成電路	7	4%	台積電路製造(上海)	13	4%	南通富士通微電子	22	4%
⑨	北京同方微電子	5	3%	上海宏力半導体製造	12	4%	星科金朋(上海)	17	3%
⑩	展訊通信(上海)	3	2%	吉林華星電子	7	2%	樂山無錢電	16	3%
-	上位10社	85	46%	上位10社	303	94%	上位10社	400	81%
-	中国市場全体	186	100%	中国市場全体	324	100%	中国市場全体	497	100%

(注)ランキングは単体ベースの販売額で、網掛け部分は海外メーカーの現法乃至は外資との合弁メーカーを示す。

(資料)中国工業和信息化部「中国信息産業年鑑2007」

図表7：参入企業（世界）

(単位: milUSD)

	IDM		回路設計		前工程製造		後工程製造	
	企業名	売上高	企業名	売上高	企業名	売上高	企業名	売上高
①	Intel(米)	33,923	Qualcomm(米)	5,603	TSMC(台)	9,546	Amkor(米)	2,739
②	Samsung(韓)	20,137	NVIDIA(米)	4,098	UMC(台)	3,250	SPIL(台)	1,967
③	東芝	12,590	Broadcom(米)	3,776	中芯国際(中)	1,550	ASE(台)	1,691
④	TI(米)	12,172	Marvell(米)	2,895	Chartered(SIN)	1,355	STATS(SIN・米)	1,652
⑤	STMicro(仏・伊)	9,991	LSI(米)	2,604	Vanguard(台)	403	ChipMOS(台)	728

(資料)各社決算資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

(3) 参入企業の収益状況

◇業界全体ではまずまずながら前工程を手掛ける中国メーカーは苦戦

中国に進出した海外メーカーも含む参入企業の収益面をみると、中国での半導体需要の拡大に伴って増収基調が続いているうえ、収益性についても、2007年の営業利益率で5%とまずまずの水準を維持している（図表8）。

もっとも、中国メーカーのみの状況を業態別にみた場合、回路設計や後工程製造では相応の収益を確保できているとみられるものの、前工程製造（ファウンドリー）では、業界大手と比べて低収益を余儀なくされているようだ。ファウンドリーがIDMやデザインハウスから多様な受注を確保するためには、巨額の資金を投じて12インチウェハかつ最先端プロセスの製造設備を保有することが欠かせないが、中国のファウンドリーの場合、そもそも規模が小さく資金力で劣るうえ、先述した要因により最先端設備を調達できなかったことから、コスト競争力で上位メーカーに比べて見劣りしていたためと考えられる。

図表8：半導体産業の収益性（中国）

（単位：億RMB）

	2004		2005		2006		2007 (1~11月)	
		比率		比率		比率		比率
売上高	999	100%	1,433	100%	2,010	100%	2,056	100%
粗利益	134	13%	129	9%	265	13%	212	10%
営業利益	69	7%	44	3%	161	8%	99	5%
当期利益	60	6%	48	3%	90	4%	93	5%
企業数	465		637		651		712	
(赤字企業)	124		183		162		180	

（注）回路設計、前工程、後工程及び中国メーカーや海外メーカーなど全てを含む。

（資料）CEIC data ltdをもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

3. 今後の展望

(1) 市場動向

◇中期的な市場拡大が期待されるが、需要の伸び率は鈍化の方向

今後を展望すると、短期的には景気減速に伴う北米市場の伸び悩みの影響はあろうが、新興国を主体にPCや携帯電話など電子機器の需要拡大が予想されることから、世界市場は緩やかながらも拡大基調を維持する見通しで、電子機器の主要生産拠点である中国でも中期的な市場拡大が期待されよう（図表9）。

ただし、対米ドルでの人民元高や人件費の上昇など中国を取り巻く輸出環境が相対的に悪化の方向にあることに鑑みれば、電子機器の世界生産における中国への集中度がこれまで以上に高まることは考え難く、つれて中国半導体需要の伸び率自体は鈍化していくことが予想される。

一方で、生産面をみると、台湾に見劣りしない優遇税制が整備されたことに伴って、これまで、後工程を主体に中国に進出してきた海外半導体メーカーにおいて、前工程製造の対中投資拡大が期待される。事実、足元では、世界最大の半導体メーカーであるIntelが25億米ドルを投じて90nm技術を採用した12インチウェハの生産ラインを建設しているし（注）、海力士意法半導体も50億米ドルを投じて、12インチウェハの設備を月産16万枚にまで拡大することを計画している模様。

従って、台湾メーカーこそ前工程製造では厳しい対中投資制限が存在するため、短期的には中国での半導体生産の拡大が見込めないものの、海外メーカーの生産拡大に加え、中国メーカーが競争力を強化していくことで、中国での半導体生産額の増加や自給率の上昇が期待されよう。

（注）Intelの場合、中国でこそ90nm技術を使用した生産ラインを建設している段階であるが（報道によれば65nmも米国政府から認定を取得したという）、米国では2007年に回路線幅45nm技術を使用した12インチウェハラインで量産を開始したほか、2009年には同32nmラインの立ち上げを計画している。

図表9：世界半導体市場の見通し

(百万USD)

年	2001	2006	2007	2008予	2009予	2010予	01-07/年	07-10/年
世界出荷額 (伸び率)	138,963 (▲32%)	247,716 (9%)	255,645 (3%)	267,696 (5%)	283,239 (6%)	308,182 (9%)	10.7%	6.4%
アジア・太平洋 (伸び率)	39,820 (▲22%)	116,482 (13%)	123,492 (6%)	129,864 (5%)	139,196 (7%)	153,059 (10%)	20.8%	7.4%
中国 (対世界比率)	13,901 10%	67,670 27%	78,835 31%				33.5%	N.A.
日本	33,148	46,418	48,845	52,456	54,328	58,203	6.7%	6.0%
北米	35,778	44,912	42,336	43,151	45,559	49,612	2.8%	5.4%
欧州	30,216	39,904	40,972	42,225	44,157	47,308	5.2%	4.9%

(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

(2) 中国メーカーに求められる取り組み

◇先端技術を要する製品で大手と伍していくために越えるべきハードルは多い

こうしたなか、中国メーカーに必要な取り組みを概観すると、半導体業界で収益を確保していくためには、図表10のようなビジネスサイクルを確立することが必要となるが、とりわけ大半がファブレスやファウンドリーである中国メーカーにとっては、研究開発の強化（ファブレス）や製造設備の拡充（ファウンドリー）によって、プレゼンスを高めていくことが欠かせない。

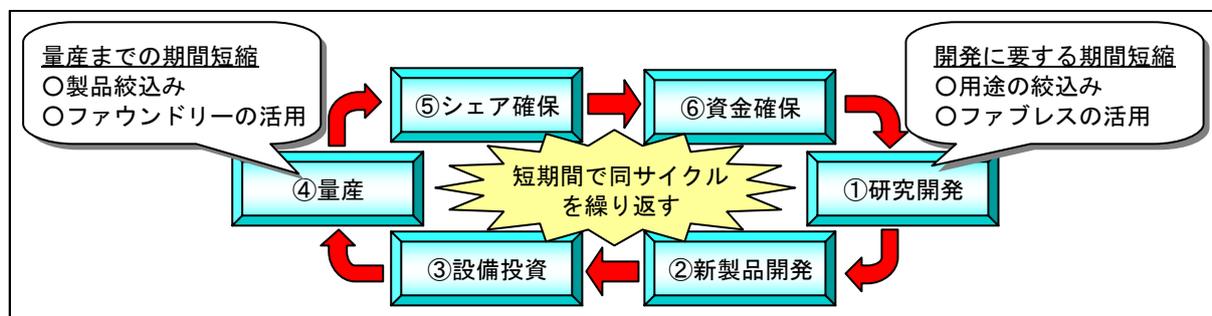
事実、IDMやファブレス、ファウンドリーなど世界の大手半導体メーカーは、巨額の資金を投じた研究開発や設備投資を継続的に実施することで、回路設計技術の向上による高付加価値化、及び回路線幅45nm技術を用いた12インチウェハ対応の先端設備を導入することによるコスト競争力の強化に努めている（図表11）。

もともと、今後、回路線幅の微細化が進展すると予想されるなか、もともと回路設計技術の蓄積が少ない中国のファブレスがこれを強化していくためには相応の時間と人材が必要とみられる。

また、ファウンドリーでも、税制面での優遇措置が整備されたとはいえ、先端設備の投資額が2,000百万米ドル超に達していることから中芯国際<sup>(注)</sup>などファウンドリーの負担感は増大の方向にあるうえ、ワッセナー条約などの設備調達障壁の存在も踏まえれば、先端分野に参入するファウンドリーが短期間にTSMCやUMCなど世界の大手企業と伍していく水準にまで達するために越えるべきハードルは多いと考えられる。

(注) 2007年末にIBMの45nm技術をライセンス使用する契約を締結したが量産は2009年となる予定。なお、TSMCやUMCは2007年に同技術による量産を開始、2009年には32nmでの量産を予定している。

図表10：半導体メーカーに求められるビジネスサイクル



(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

図表 11：主要企業の研究開発費及び設備投資額

(単位：milUSD)

(3期平均)	IDM		ファブレス		ファウンドリー			パッケージハウス	
	Intel	STMicro	Qualcomm	Broadcom	TSMC	UMC	中芯国際	AMKOR	SPIIL
研究開発費 (対売上比率)	5,591 14.9%	1,700 17.8%	1,460 19.8%	1,049 31.1%	490 5.3%	309 9.3%	90 6.5%	39 1.6%	35 2.0%
設備投資 (対売上比率)	5,528 14.7%	1,082 8.0%			2,500 27.0%	941 28.3%	884 63.4%	283 11.2%	311 18.2%

(資料) 各社決算資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

#### ◇ローエンド汎用品への特化やパッケージハウスへの転身は考えうる方向性

一方、参入企業のなかには、規模こそ中芯国際ほど大きくないものの、相応の収益を確保できているメーカーも存在するようだ。これは、旧来設備でも製造でき、かつ汎用性の高い個別半導体や品種数が多岐に亘るアナログ IC などの分野において、欧米などの半導体メーカーから買収した中古の設備を活用、初期投資を抑えながら、大手が投資を強化しないような製品に集中的に投資しているため。

従って、中国メーカーにとって、先端設備の調達障壁や研究開発費、設備投資負担などを踏まえた場合、今後業容を拡大していくためには、こうした製品分野や後工程製造に特化していくことも、考えうる方向性の一つといえよう。

#### (3) 海外メーカー（含む日系）の中国事業に対する示唆

##### ◇優遇税制や地方政府の支援期待を踏まえれば前工程拠点の設立も選択肢の一つに

なお、これまで、後工程を主体に生産拠点を設置すると同時に、電子機器メーカー及び EMS 向けの販売を強化してきた海外メーカーにとって、優遇税制が整いつつある現況を踏まえれば、中国での前工程製造も検討しうる環境が整いつつあるといえよう。

また、地域によっては、上海市など独自の優遇策を打ち出している省市も存在するため、初期投資を抑制できるメリットも想定できる。実際、中芯国際が建設する新工場の投資の一部を深圳市が負担する模様だし、Intel も安価な用地の取得やインフラの整備、輸出加工区の確保などの支援を大連市より受ける予定のようだ。

特に、日系の半導体メーカーの場合、強みを有する AV 機器や自動車向けの半導体では、先端技術を使用しないで製造できる製品も多いことから、こうした分野で中国での前工程製造を検討してみることも選択肢の一つになろう。

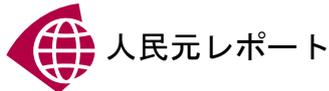
以上

(執筆者の連絡先)

(株)三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 山内 佑介

住所：6F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL：852-2249-3033 FAX：852-2521-8541 Email：Yuusuke\_Yamauchi@hk.mufg.jp



## 中国外為市場を揺るがすホットマネー

三菱東京UFJ銀行（中国）  
市場業務部  
為替資金課長 田中 裕公

7月14日より国家外匯管理局（以下、SAFE）、商務部、税関総署は「輸出外貨受取・人民元転照合・審査システム化弁法」を発表し輸出の外為決済に対しオンラインによる検査管理制度を導入した。また輸入に関しても10月より登記が不要な延払サイトを90日迄とし、いずれも実需に沿った決済を厳格化した。この対応は中国に流入するホットマネーを防ぐ目的がある。ではなぜホットマネー問題が深刻になっているのか過去ホットマネーが及ぼした市場への影響とそのリスクについて考察してみたいと思う。

2008年4月19日、国務院が中国人民銀行（以下、PBOC）、財政部、国家發展改革委員会、SAFEなどの部・省庁を集めホットマネー問題について検討し、その対策について意見交換を実施した。その後もホットマネーに関する調査は継続され、5月下旬に銀行業監督管理委員会（以下、銀監会）は国務院にホットマネー問題の調査レポートを提出、同様にSAFEを中心に銀監会やその所管の沿海省・自治区銀監会などとホットマネー問題について検討会を開催した。6月になるとPBOC副行長を務める胡曉煉SAFE局長が、「マクロ調整をより効果的に実施するためには、海外資本の流動管理を強化する措置を取らなければならない」、「經常項目での外貨収支活動と実際の貿易行為が一致しているかどうかの検査を強化・改善し、短期外債に対する抑制と管理を強化する必要がある」と指摘。大連、蘇州、武漢に赴き、外貨情勢と国際資本流動への監督管理活動について調査を実施した。SAFEは7月より全国内銀行に対し7月から非居住者の人民元口座のデータを報告するよう要請。前述輸出入規制へと続いた。

さて、一般的にホットマネーについて推計されている手法は、下記の式で表わされる。

$$(\text{ホットマネーの金額}) = (\text{外貨準備高増加額}) - (\text{貿易黒字}) - (\text{海外からの対中直接投資額})$$

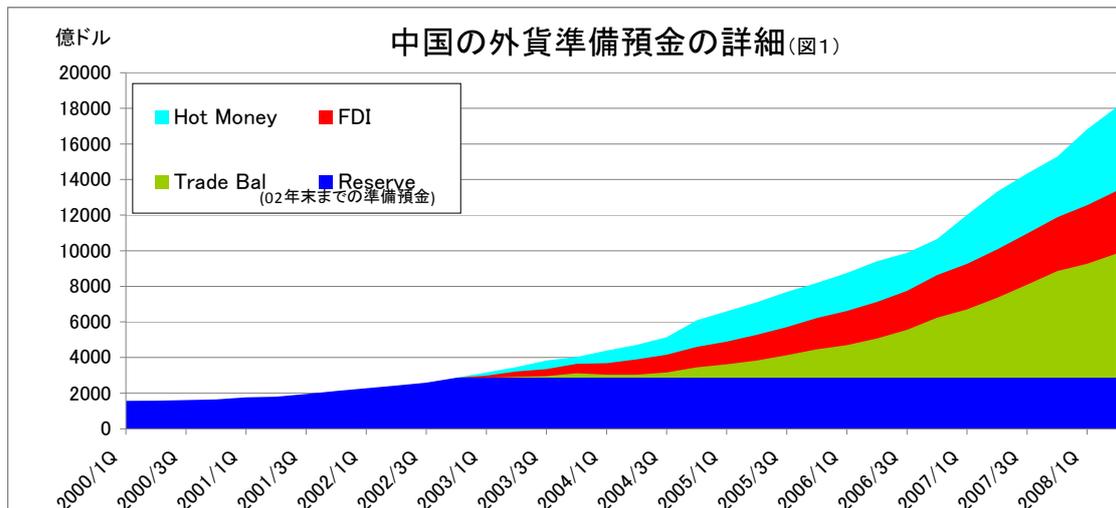
実際、エコノミストや研究員からは、統計上完全な数値を算出するのは難しいと指摘されている。特にその流入経路も明確化することは困難であるからだ。この算出によるとホットマネーの流入は2005年に人民元の為替改革が実施される以前の2003年頃より続いている。以前は貿易収支と対中直接投資（以下、FDI）の合計が準備預金額を上回ることはなかった。市中の銀行に外貨預金もしくは資本金として蓄積されれば当然である。しかしながらこの金額のバランスが明らかに転じてきたのが2003年頃からとなる。

【外貨準備金とホットマネーの推移】

(単位：億ドル)

年度	2000	2001	2002	2003	2004
外貨準備金年末残	1,655.7	2,121.7	2,864.1	4,032.5	6,099.3
外貨準備金増加額	108.9	466.0	742.4	1,168.4	2,066.8
貿易収支(年度内計)	241.0	230.9	301.6	251.9	330.9
FDI (年度内計)	407.7	468.5	552.7	535.1	615.1
ホットマネー推計額	-539.8	-233.4	-111.9	381.4	1,120.8
年度	2005	2006	2007	2008/2q 迄	2008 見込
外貨準備金年末残	8,188.7	10,663.4	15,282.5	18,088.3	20,894.1
外貨準備金増加額	2,089.4	2,474.7	4,619.1	2,805.8	5,611.6
貿易収支(年度内計)	1,020.1	1,774.9	2,619.2	994.1	1,988.2
FDI (年度内計)	609.1	633.8	617.6	505.5	1,011.0
ホットマネー推計額	460.2	66.0	1,382.3	1,306.2	2,612.4

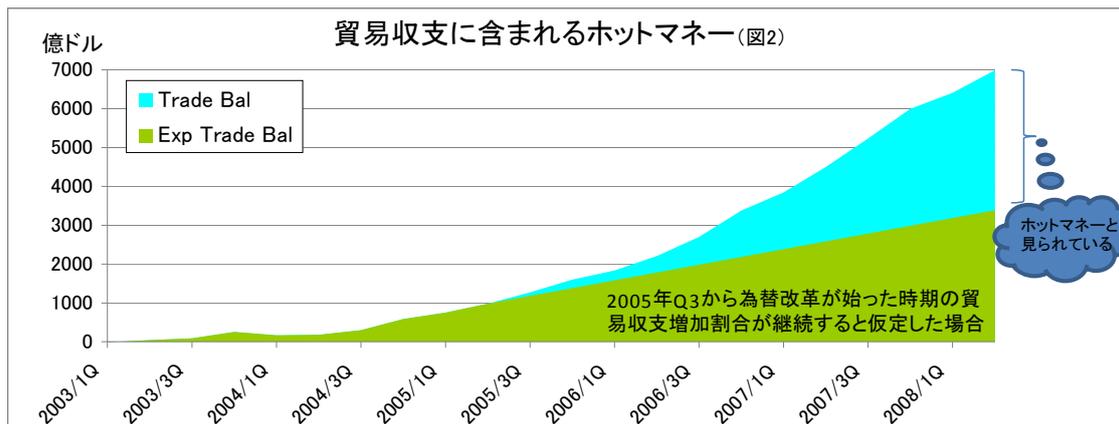
※) 2008 年見込は 2008 年 Q2 までの増加額を倍額とする。



出所) Bloombergデータより作成

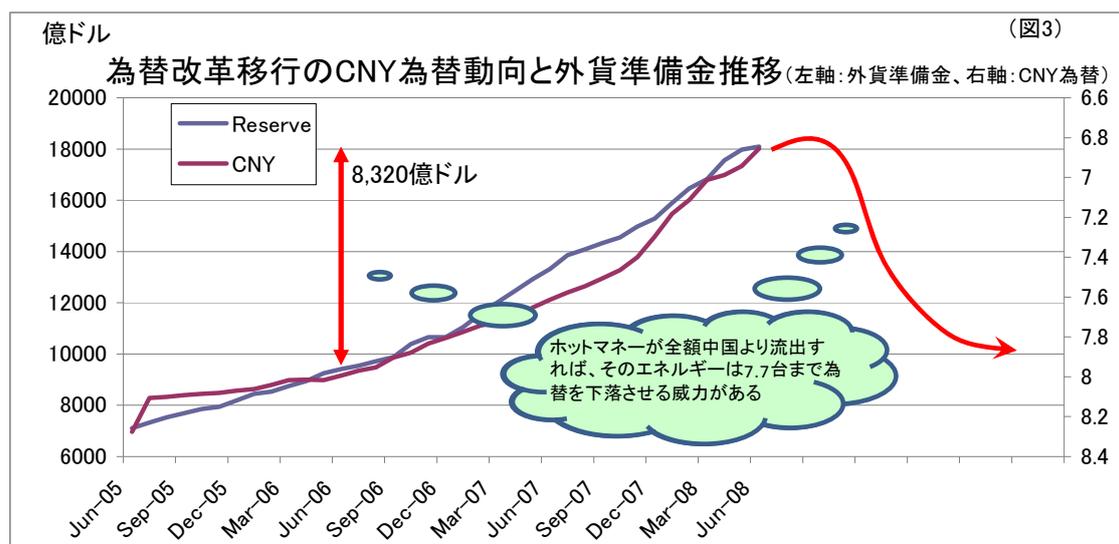
2003年からのホットマネーの推計値は4,717億ドル。さらに昨今政府当局が注目している貿易ルートを通じての経路も推計することとしたい。2005年7月より為替改革が始まり人民元高はその勢いを増しているが、上記表の貿易収支の推移を見てもその拡大スピードに違和感を覚えるだろう。これが今回の政府当局が規制を強める背景である。ここでは2004年3Q~2005年2Qまでの1年間の貿易収支の増加割合が今日まで継続した場合を前提とすると、貿易ルートを通じたホットマネーとみられる資金の流入額が算出でき、それをグラフ化したのが図2である。

そこから算出された金額は3,603億ドル。上記と合わせると総額8,320億ドルものホットマネーが流入した試算となる。



出所) Bloombergデータより作成

さらに 2005 年に為替改革が始まった後の為替動向と外貨準備金の推移を比べた場合、その推移はほぼ一致する。ベトナムでは投機資本の急激な流出に伴い、通貨安と不動産価格の下落に加えインフレが急騰することで深刻な経済危機に直面している。もし同様に中国でもホットマネーが流出し深刻な通貨安を招くとすると、その影響は 8,320 億ドルが単純に逆流すると仮定すれば、人民元為替を 7.7 台まで下落させることになる。



出所) Bloombergデータより作成

通常ホットマネーの流入は資産インフレを増加させバブルを引き起こす。但し、現状の中国は金融引き締め政策の下、流入し続けるホットマネーは市場の通貨供給量を増加させ、中国域内の流動性の安定化をもたらしている。また、欧米諸国の景気が不安定な中、為替動向は更に人民元高に進む可能性が高く、当方も年内 6.20~6.50 まで人民元高が進むと見ている。実際にホットマネーが流出する際にも規制があり簡単に域内から資金が流出する可能性は少ないと思われる。しかしそのエネルギーの規模だけは念頭に入れておきたい。

以上

(2008年7月25日)

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行(中国)市場業務部

E-mail: hirokuni\_tanaka@cn.mufg.jp TEL: +86-(021)-6888-1666 (内線) 2940



## 投資: 中国ビジネス再構築～事業戦略・計画の再策定

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（上海）有限公司  
戦略コンサルティング  
シニアコンサルタント  
窪寺 暁

日系企業の中国ビジネスを取り巻く環境は、ここ1年で急激に様変わりした。簡単に言えば、一本調子の成長戦略の目線でよかったものが、下振れリスクや、撤退も視野に入れた複雑なものへと変化してきたことであろう。そうすると、現在の戦略・事業計画を変更せざるを得ない企業も出てくるであろう。

そこで、本稿では中国ビジネスの再構築、特に事業戦略・中期計画の再策定について述べてみたい。

事業戦略・中期計画の再策定の手順そのものは、特に日本国内で行っているものと変わりはない。客観的に情報を収集・分析し、合理的に向かうべき方向・行うべきアクションを決定するということである。ただし、中国ビジネスの特質に留意しながら行う必要があり、計画策定時に特に理解しておかなければいけないのが、ビジネスの変化の速さと、日本企業の風土との違い、という基本的なことになるだろう。

今回は、特に情報収集・分析の部分について、ポイントを述べて行きたい。

事業の状況分析を一番シンプルに分けると、外部の分析と内部の分析に大別できる。

### 1. 外部状況分析

外部の分析で、特に気をつける必要があるのは、業界を取り巻くビジネスのルールが変わっていないか？ ということ、また、自社のビジネスのスコープの中での競争優位性の把握だろう。

#### ■ ビジネスルールの変化

動きの早い中国では、当初の参入時に認識した市場の状況が大きく変わっていることがあり、実際に中国でビジネスを行っている担当者でさえ、正確にキャッチアップすることが難しい。為替や金利といったマクロ経済環境、労務・税制などの法令規則類は、ある程度統合された情報が提供されているので、まだ調べ易いだろう。問題は、自社の属する市場の状況である。本来は定期的に市場概況についての包括的分析を行っているべきなのだが、実務上はなかなかそのような企業は多くない。自動車や電機業界のように、中国でもデータリッチな業界は別として、多くの業界では、事業計画再策定の際に、自社で意図的に情報収集・統合的分析を行わないと、なかなか業界の現状を正確に把握することは難しい状況だろう。

業界の変化が、市場拡大などの良い方向への単純変化であれば良いが、実際には大きく変化していることも多い。特に注意すべきは、下記のようなことが発生していないか、である。

- ✓ 海外から最新の技術が持ち込まれ、数年前に導入した技術が陳腐化する。

- ✓ 消費者の嗜好が変わり、本来提供しようと思っていた製品・サービスのニーズが消滅した。
- ✓ コスト構造が大きく変わり、現状の品目では生産コストがどうしても合わない
- ✓ M&Aにより業界が集約され、自社のポジションが急速に低下した。
- ✓ 先進的他社が優れたビジネスモデルを取り入れたため、自社の漸進的努力では追いつくことができない競争状態が出現した。

これらの点は、市場のルールそのものの変化であり、単に数値的データの把握だけでは明確にならないので、定性情報をあわせて収集・分析することが必要である。

#### ■ 自社の事業スコープにあった市場理解

自社の事業スコープの中での競争優位性の把握が重要である。

中国市場を捉えようとする、極端にマクロな情報か、自社の過去データという極端に小さな範囲の情報か、という両極のデータしか出てこないことが多い。たとえば、弊社で、あるメーカーの戦略・計画の策定支援を行ったことがある。この場合、当該企業は高級機市場でしかビジネスを行わないのだが、いくら調べても低級（数量・金額ベースでも圧倒的に多い）機を含んだその製品全体のデータしかなかった。その他に取れるデータは自社の販売データという極狭い範囲のものしかなかった。

しかし、本来的には自社が競争する範囲の中での市場を見ることが必要である。そのケースの場合は、ライバル企業の出荷状況や、ユーザーの使用状況の確認などを行い、自社市場の状況を推測した。このように、戦略・計画策定のためには、一度通常の営業とは違う次元の情報収集からの自社のターゲット市場についての俯瞰を行う必要がある。

## 2. 内部状況分析

内部、つまり自社の組織やビジネスの仕組みについては下記のような点がある。

#### ■ 自社組織の問題

内部の分析で真っ先に頭に浮かぶのは、人事・労務の問題であろう。工場労働者の給料上昇が著しい、幹部候補の定着率が低く組織にノウハウが溜まらない、などは中国の日系企業では広く聞かれることである。この点については、人事組織制度の構築・改善などが答えとなるだろうが、このあたりは書籍その他の情報も多いので、ここでは記述しない。ただ、筆者として感じているのは、あまり制度面からのみの効果に過大な期待をしてはいけないのではないか、ということである。そもそも個人主義・専門嗜好・頻繁な転職というのは中国の仕事文化であるので、いずれにしても日本に近いレベルの定着率や、暗黙知的なノウハウの伝承などということは難しいのではないかと思う。中国スタッフの日本化ではなく、自社の業務のあり方の中国化を視点の中心に置くことが必要ではないかと考えている。(ある意味それこそが日系企業のグローバル化ということのような気がするが…)

#### ■ 業務の仕組みの問題

もう一つは、自社の業務の問題である。この場合、どのような切り口で分析しても良いのだが、最も単純なのは、自社のバリューチェーンによる理解だろう。この場合も、業界や企業の状況によって千差万別ではあるが、中国ビジネスで特に注意すべき点をいくつか挙げてみたい。

- ✓ 自社のサプライヤーは適切か？
  - ・ 高く買いすぎているか？

- ・ 昔からの付き合いが続いているだけではないか？
- ✓ 自社の作業を顧客ニーズに優先させていないか？
- ・ 自社の業務上のボトルネックを言い訳にして、顧客の要求を断っていないか？
- ・ 逆に日系企業独特のこだわりを捨てきれず過剰品質になっている部分はないか？
- ✓ 生産・販売など自社のバリューチェーン構成要素は競争相手と比べて優位性を保っているか？
- ✓ 財務・人事などのバックオフィスは、専門性を持ち、社内サービス部門の意識を持って、フロント部門や本社・社会の要求を満たしているか？

特に、内部体制の点では、バリューチェーンの各要素が『将来にわたって、現有体制のままでは戦えるのか？』という見方が必要である。たしかに中国は平均的に言えば、賃金は日本より安い、だからといって日本より労務コストが安い、ということは言い切れない。たとえば、一部の有能な人材は人件費が高騰（最近では日本人正社員より高い場合もある）しているし、そもそも日本と同じような業務効率ではないため、やや多目の人員を抱えざるを得ない。

このようなことを理解しないまま、慢性的なインプット不足の状態では業務を進めていくと、たとえ潜在的にニーズがあったとしても、製品・サービスをスムーズにサプライできるレベルの組織にはならない。また、何より問題なのが、動きの早い中国ビジネスでは、先に組織を拡充しておかないと、需要が盛り上がってきた時期には、すでに手遅れの状態になりやすいことである。日本市場のように、業務量が増えてきたら人材を漸次的に投入するというやり方は馴染まない。さらに、日本企業は自社社員のレベルにこだわるため、教育に時間がかかる傾向があり、実際に人員が整った段階ではすでに市場は他社に押えられているというようなことになる（本来、日本式を強制しすぎなければ良いのだが、実際にはほとんどの日系企業で文化を超越させるための教育を行っている）。確かに、先に人員を確保するという考え方は、市場が拡大しなかったときの余剰人員の問題を抱えることになるが、事業への理解により市場見込みの精度を上げた上で、それでも残るリスクはビジネスリスクとして積極的にとっていくことが必要ではないだろうか。

以上、事業の状況分析での留意点を述べてきたが、今回は本編とも言うべき戦略策定・事業計画策定時の留意点を述べてみたい。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(上海)有限公司 (三菱日聯諮詢(上海)有限公司)

所在地：〒200120 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大廈 2301 室

TEL：86-21-5888-3590 FAX：86-21-5047-2180

## 税務会計:中国の会計・税務

ブライズウォーターハウスコーパース中国

会計、税務について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

### ◆会計 (担当:小鯛ゆかり)

#### Question :

今年度、会社の業績が悪化し固定資産について減損の可能性を検討する必要があると監査で指摘されました。会社でどのような準備をする必要がありますか。

#### Answer :

固定資産の減損が決算で問題となる際、会社に必ず求められる作業が減損に関する文書化です。これは固定資産の減損に対する会社の見解、立場を明確化するものであり、会計監査を受ける前に、まず会社が作成する必要があります。文書化の際に鍵となる項目、間違いが生じやすい項目をご説明致します。

#### 1. 将来キャッシュフロー見込みの策定

固定資産の減損判定の際には、既存の設備から将来どれだけのキャッシュフローが獲得できるかが重要な要素です。通常、会社が事業計画のため作成し、社内で承認されている中期計画等を用います。ただ、計画が目標的な意味合いが強く、過去において達成できていない場合が多いと、その計画の達成可能性が議論になります。そのような場合は、将来の計画をより悲観的なシナリオを含めて検討し、将来のキャッシュフロー計画を策定することも一つの方法として用いられます。

#### 2. グループピング、計算期間

減損の判定をするグループは、独立したキャッシュフローを生み出す最小単位となります。一般的には、各事業部など、社内で業績を判定する単位が用いられます。また、キャッシュフローを計算する期間は、主な固定資産の残存耐用年数となります。

#### 3. 将来の設備投資

会社が中期計画等作成する場合は、将来の設備投資によるキャパシティーの増加等を織り込んで生産数量、売上等を見込んでいる場合もあるかと思われます。ただ、減損会計では既存の設備に対する評価を実施しますので、仮に計画の中に将来の設備投資による影響が含まれているのであれば、その影響を取り除く必要があります。具体的に設備投資による影響を詳細に算出することが最も望ましいですが、計算が難しい場合は、既存のキャパシティーと設備投資後のキャパシティーの比較により将来キャッシュフローを配分する方法等が考えられます。

今回は、減損会計で用いる割引率等のご説明を致します。

◆税務 (担当：後藤 洋一)

**Question :** 上海市の外国多国籍企業地域本部の設立に関する規定草案について教えてください。

**Answer :**

従来より地域本部という投資形式は、関係政府部門により奨励され、より多くの優遇政策を享受できるために、外国多国籍企業の注目を集めています。上海は中国大陸で経済発展が最も速い地域の一つであり、上海独自の法規基準で、上海における多国籍企業の地域本部に係る設立申請を審査しています。主な関連法規として、『上海市における外国多国籍企業の地域本部設立奨励に係る暫定規定』（沪府発〔2002〕24号、以下は「24号」と略す）、『上海市における外国多国籍企業の地域本部設立奨励に係る暫定規定』実施条例（沪経貿弁〔2003〕102号、以下は「102号」と略す）、『上海市における外国多国籍企業の地域本部設立奨励に係る暫定規定』に対する若干実施意見（沪経貿審批〔2003〕823号、以下は「823号」と略す）があります。

上海における多国籍企業の地域本部の全体的水準を高めるため、現在、上海市外国投資工作委員会などの関係政府部門が、現行の多国籍企業の地域本部設立に係る規定の修正を行っている、とされています。現在、地域本部に係る新たな認定標準は最終案ではない為、現段階の草案において修正されそうな内容について、以下、参考となる内容を紹介します。

#### 設立条件

「24号」に基づけば、上海市で地域本部を設立しようとする企業は、親会社の中国における累計投資総額が米国ドル 3000 万ドルを上回らなければならない、と規定されています。草案においては、当該標準が米国ドル 1000 万ドルに下げられる可能性があり、当該変更は、外国多国籍企業の上海での地域本部の設立への条件を緩和するものであります。

また、草案においては、現行設立条件に一つの条件が追加され、地域本部の設立申請または地域本部に更新しようとする会社の年度売上総額が人民元 10 億元以上でなければならない、という条件が追加される可能性があると言われています。現在、当該条件は各方面で検討されています。当該条件の追加により、地域本部の認定が大幅に難易度を増し、一部の産業、一定規模の企業にとっては、年間売上総額が 10 億元に達するのはとても困難であるため、関連の政府官僚によれば、最終稿においては当該条件が取り消される可能性があるとのこと。しかし、財政補助金を申請する地域本部に対しては、依然として当該条件が採用される可能性が残っております。

#### 経営範囲

現行の規定においては、上海市の地域本部は再販売、アウトソーシングサービスへの従事や、投資した企業への関連サービスの提供（投資性会社に属する地域本部は除く）は、禁止されております。新規定においては、上海市レベルの地域本部が国内再販売、輸出入、グループ内会社向けのサービス、アウトソーシングサービスなどの業務に従事することができるようになる可能性があります。

### 優遇税制及び財政補助金

現行の規定では、上海市地域本部は、多数の優遇税制及び財政補助金を享受できます。例えば、  
1) 研究開発機能を有する地域本部に対しては、関連部門によりハイテク・新技術企業と認定されれば、規定に基づきハイテク・新技術企業の優遇税制を享受できる；2) 多国籍企業の地域本部の外国籍従業員が取得する子女教育補助金などの手当てに対しては、認可されれば、規定に基づき個人所得税の免税や軽減が可能；3) 地域本部の従業員への重要な技能の研修に対して、審査認定されれば、規定に基づき助成を受けることができる。新規定は、地域本部に対して別途優遇税制を実行せず、新企業所得税法及びその他関連の税務徴収法規規定の優遇税制を採用するということです。但し、新規定は別途、地域本部への優遇を行う可能性があります。例えば、地域本部として認定された際の一時的な補助金付与、オフィスリース料などに対して一定の比率の財政補助金付与、資金管理・従業員及び税関の面での独自政策などです。また、現行の財政補助金の方式と範囲の変更は市政府レベルのみにおける変更で、区レベルの内容には影響しない見通しです。

現在、上記の規定草案はまだ検討中であり、最終稿ではなく、近日中に完成され公布される見込みです。我々は引続き最新状況に注目し、関連情報のアップデートを行います。

(2008年7月14日 執筆)

※上記規定は、執筆時点では草案段階であり、その後正式公布されました。次回執筆分にて正式公布に基いた内容を寄稿する予定です。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)  
プライスウォーターハウスクーパース中国  
中国日系業務担当パートナー 齊藤剛  
中国上海市湖浜路 202 号普華永道中心 11 楼  
Tel : 86+21-23238888  
Fax : 86+21-23238800

人事：変革期の中国における人事現場の課題と現状 — 福利厚生制度と手当 ③—

Pasona Group

中国では今年から新たに有給休暇に関する条令が施行されました。本号では、福利厚生レポートの第三回目として日系企業における「休暇制度」の現状と今後の課題を考察します。

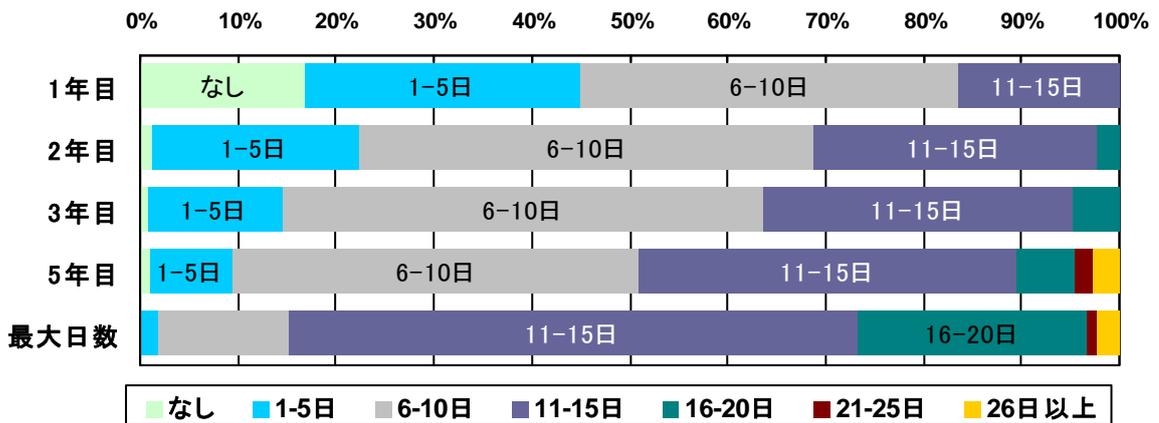
1. 年次有給休暇

1) 有給休暇 付与日数 (福利厚生調査より)

図1は昨年末に実施したパソナグループの福利厚生調査による、日系企業の年次有給休暇(以下「有給休暇」)の付与状況です。8割以上の企業で入社初年度より何らかの有給休暇を与えており、その後、勤続年数に比例して日数が増加する傾向となっています。図2の休暇日数の中央値推移にも同様の傾向が現れており、中国事業所においても日本本社同様の有給休暇制度を導入している状況がうかがえます。

有給休暇付与日数には、エリアや事業所形態、業界による格差は見られませんでした。

図1 有給休暇付与日数×勤続年数 (日数帯)



出所：パソナ福利厚生分析レポート2008版

図2 有給休暇付与日数×勤続年数 (中央値)

(単位：日)

	25%タイル	中央値	75%タイル	最大値
1年目	5	7	10	15
2年目	6	8	11	20
3年目	7	9	12	20
5年目	8	10	14	20
最大日数	14	15	18	42

\*注) %タイル…全回答サンプルを小さい順に並べ、下から 1/4 (25%)、中央、3/4 (75%) にそれぞれ位置する値

出所：パソナ福利厚生分析レポート2008版

## 2) 中国における有給休暇に関する規定（従業員年次有給休暇条例）

従来、中国の労働法では、有給休暇に関して「勤続1年以上の職員には有給休暇を付与する」と記述するに留まり、細則について別途定めるとしながらも具体的な規定がなく、運用は雇用主である企業に一任されていました。しかし昨年2007年末に「従業員年次有給休暇条例（職工带薪年休条例）国务院法令第514号」が公布され、労働契約法と時同じく、本年2008年1月1日から施行されたことにより、企業は従業員に対して明確な基準に基づく有給休暇を与えることが義務化されました。以下、概略を抜粋にてご案内します。

### <要約> 従業員年次有給休暇条例（職工带薪年休条例）

有給休暇付与日数（第3条）（国家の法定休日、休暇日は有給休暇に算入しない）

	①累計勤続1年以上 10年未満	②累計勤続10年以上 20年未満	③累計勤続20年以上
有給休暇日数	5日	10日	15日

従業員が有給休暇を取得できない条件（第4条より要約）

- 法に基づき夏季、冬期休暇を取得し、その日数が有給休暇日数を上回る場合
- 従業員が私用休暇を20日以上取得し、かつ規定に基づき給与を減額しない場合
- 上記表にて ①の従業員が、傷病休暇を累計2ヶ月以上取得した場合
- 同上 ②の従業員が、 同上 3ヶ月以上取得した場合
- 同上 ③の従業員が、 同上 4ヶ月以上取得した場合

その他運用（第5条より要約）

- 計画取得：企業は生産、業務の具体的な状況に合わせ、また従業員本人の希望を聞き入れ、有給休暇取得を総合的に計画する。
- 取得と繰越し：有給休暇は集中的に取得することも、数回に分けて取得することもできる。原則的に次年度への繰越はできないが、企業の生産、業務の必要性に応じ繰越の必要がある場合は、次年度に限り繰り越すことができる。
- 未消化分の取扱い：企業は、業務繁忙により従業員の休暇取得がどうしても不可能な場合、従業員の同意を得た上で有給休暇の取得をさせないことができる。未消化の有給休暇は、従業員の日割給与額の300%の賃金を支払わねばならない。

本条例の中には解釈が曖昧な部分も多く残されています。特に累計勤続年数の定義については自社での勤続年数とする解釈と、全ての職歴を累計するという解釈に分かれており、今後の具体的な司法解釈が待たれるところです。

## 3) 日系企業における対応状況

休暇条例では従業員に与えるべき有給休暇の必要最低日数を定めており、法定以上の付与は自由とされています。日系企業では、1-1)の結果に見られるように、既に大半の企業で今回国が定めた基準以上の休暇日数を付与しているため、累計勤続年数を自社勤続年数と解釈する限り、本条例施行による自社休暇制度への影響はさほど大きくありません。

但し、未消化の有給休暇を日給の3倍で買取るといった条項については、コスト管理上の対策が必要となっています。対応策として、従来の有給付与日数のうち、休暇条例で定められた日数を法定有給休暇と定め、余剰部分は3倍買取義務のない自社独自の有給休暇に指定する方法を多くの企業で取り入れる傾向にあります。

この休暇条例は一般オフィス従業員より、工場を中心とする派遣工に対しては影響が大きいと言えるでしょう。本年新たに導入された労働契約法の中で、労務派遣社員にも直接雇用社員と同等の待遇、福利を与える事が規定されており、休暇条例の内容はそのまま派遣社員にも適用されます。本年より労務派遣社員であっても勤続一年を超えた場合には、有給休暇の付与が義務付けられました。

今後の課題として、すべての従業員の勤続年数に比例した休暇の付与、年間を通じた計画的な取得指導、取得状況の把握など、休暇に関する勤務管理の強化が挙げられます。

## 2. 帰省休暇（探親暇）

中国には25年以上前に国務院規定として「探親暇」と呼ばれる帰省休暇制度が定められました。（国务院关于职工探亲待遇的规定 1981年3月14日）家族と同居できない遠隔地で勤務する従業員に対して付与される年次長期休暇です。同規定によれば週末を利用して配偶者または両親の元へ帰る事のできない、勤続一年以上の従業員に対し、雇用主は毎年一回帰省のための有給休暇を与えることとされています（独身者の両親訪問は20日、配偶者訪問は30日、既婚者の両親訪問は4年に一度20日）。しかしながら当規定は交通網の発達していない国営企業時代の事情に即した制度でもあり、自由意志による職業選択が一般化し、陸空の交通網の発達した現代、外資系企業では有名無実化しつつあり、企業によって取り扱いが分かれています。

今回の弊社調査によれば、図3のように帰省休暇を与えている企業は12.8%に留まり、エリア格差も大きくありません。事業タイプ別内訳では若干差が見られ、オフィスで10.9%、工場では21.7%が休暇制度を実施している結果となりました。

事業規模別では、規模比例して導入率が高くなりますが、これは地方出身者の有無、比率による制度の必要性に相関しているものと思われます。（図4）

図3 帰省休暇付与の有無

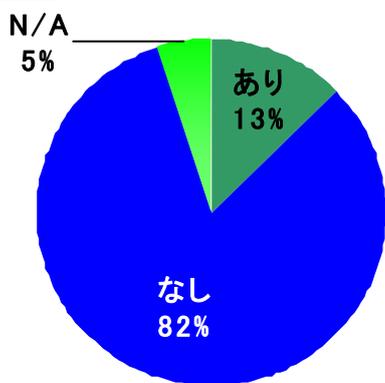
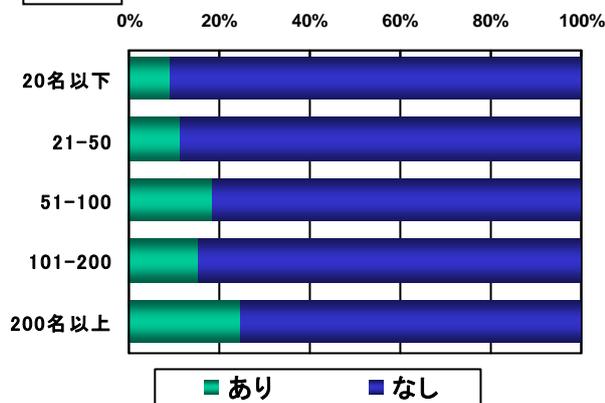


図4 事業規模別 帰省休暇付与の有無



出所：パソナ福利厚生分析レポート 2008 版

帰省休暇の付与日数は2~5日を中心とする短期休暇と、國務院規定に近い15日~20日とに大別されました。帰省休暇の導入企業中、7割以上は短期休暇の付与に留まっています。

本年、休暇条例によって有給休暇の日数が明確に定められたことにより、探親休暇制度がどのような扱いとなるか注目されますが、この点についても本条例に明確な記載はなく、今後の司法解釈が待たれています。

休暇制度は従業員にとって重要な福利厚生のひとつです。従来、外資系企業勤務者に与えられる豊富な有給休暇は魅力的な福利と位置づけられていましたが、近年では力をつけた中国系企業においても休暇制度の充実が図られ、その格差が徐々に縮小する傾向にあります。本年の休暇条例にて有給休暇が労働者の権利として整備されたことにより、企業国籍による休暇制度の格差はより縮小していくでしょう。

日本では、永年勤続者に対する特別休暇制度が一般化されていますが、中国での実例は多くありません。高度経済成長により余暇を楽しむ習慣が普及する中国においても、コア従業員の定着をはかる福利施策のひとつとして、今後の休暇制度の活用が注目されます。

次号では、退職金をはじめとするその他福利についてご案内いたします。

**【パソナ福利厚生調査 2008】**

調査実施日： 2007年11月~12月

調査対象： 中国進出 日系企業

調査方法： WEB アンケート調査

有効回答： 全土 266社 (華東：168 華南：89 華北：9)

回答企業属性：

進出形態 独資 69.2% 合弁 11.7% 駐在員事務所 17.3% その他 1.8%

従業員数 20人未満 47.4% 21~50人 16.5% 51~100人 10.5% 101~200人 12.8%

201人以上 10.5% NA 2.3%

(執筆者からのメッセージ)

中国： パソナ上海

上海市淮海中路 222 号力宝広場 910 室 〒200021 TEL：86-21-5382-8210 FAX：86-21-5382-8219

E-mail：[pasona@pasona.com.cn](mailto:pasona@pasona.com.cn)

パソナ広州

広州市天河北路 233 号中信広場写字楼 1416 号室 〒510613 TEL：86-20-3891-1701 FAX：86-20-3891-1702

E-mail：[jsgz@pasona.com.cn](mailto:jsgz@pasona.com.cn)

パソナ北京

北京市東城区東長安街 1 号東方広場西 1 号 603B 室 TEL：86-10-8518-7172 FAX：86-10-8518-7173

E-mail：[beijing@pasona.com.cn](mailto:beijing@pasona.com.cn)

日本： 株式会社 パソナグローバル

東京都千代田区大手町 2-1-1 大手町野村ビル TEL：03-6214-1571 FAX：03-5200-3077

E-mail：[info@pasona-global.com](mailto:info@pasona-global.com)



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2楼	86-10-6590-8888
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津国際大厦21楼 天津市天津経済技術開発区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連経済技術開発区出張所	大連市西岗区中山路147号 森茂大厦11楼 大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大厦18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	江蘇省無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10楼	86-510-8521-1818
上海支店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亜大厦20階	86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市羅湖区建設路2022号 深圳国際金融大厦16楼	86-755-8222-3060
広州支店	広東省広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688

三菱東京UFJ銀行

成都駐在員事務所	四川省成都市総府街31号 成都総府皇冠假日酒店(ホリデイインクラウンラザ)2617号室	86-28-8674-5575
瀋陽駐在員事務所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方園大厦7階705号	86-24-2250-5599
香港支店	8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

三菱日聯諮詢(上海)有限公司	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亜大厦23階	86-21-5888-3590
----------------	---------------------------	-----------------

【本邦におけるご照会先】

国際業務部 中国業務支援室

東京：03-5252-1648（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 中国グループ 情報開発チーム

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。